

「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対応計画」の策定について

1. 趣旨

- (1) 令和 7 年 9 月 1 日に施行された改正鳥獣保護管理法により、ツキノワグマが人の日常生活圏に出没し、人身被害のおそれが高い場合など、一定の要件を満たすときは、市長の判断により「緊急銃猟」を実施できる制度が創設された。
- (2) この制度に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、ツキノワグマ出没時の判断基準、実施体制、安全確保、関係機関との連携等を具体化した「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対応計画」を策定する。
- (3) この対応計画の策定に伴い、緊急銃猟を本市が対処すべき緊急事態の一つとして位置付けるため、「出雲市緊急事態等対処計画」に「危険鳥獣の緊急銃猟対策」を新たに追加する。

2. 概要

「出雲市緊急事態等対処計画」に、「危険鳥獣の緊急銃猟対策」を新設。

危険鳥獣の緊急銃猟対策

危険鳥獣による人身又は物的被害の発生が懸念される場合、市民の生命、身体、及び財産の保護を図ることを目的として、必要な対策を定める。

第 1 節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等

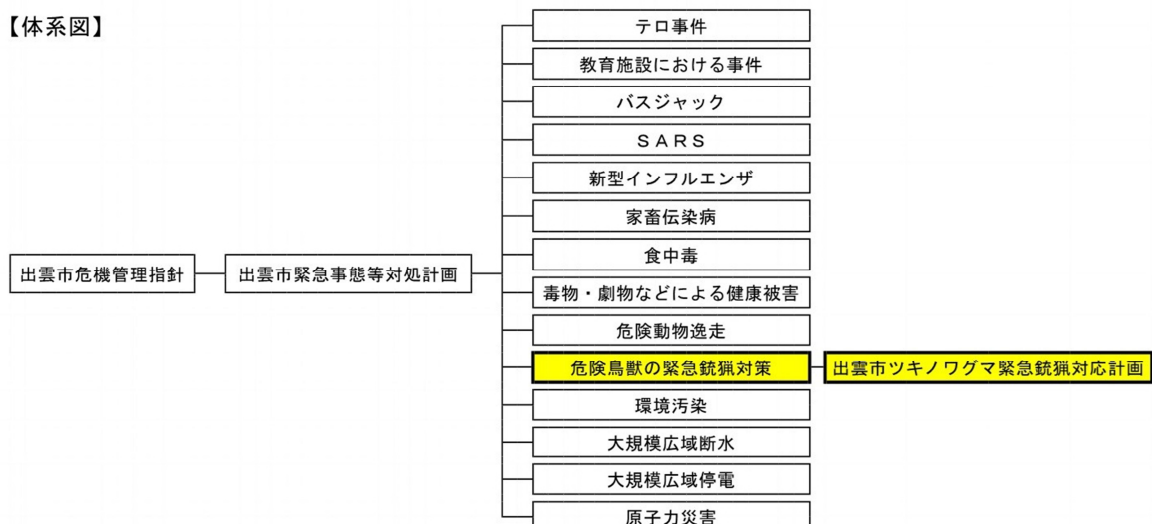
1. ツキノワグマの緊急銃猟対策

第 2 節 ツキノワグマの緊急銃猟対策

市内において、ツキノワグマが人の日常生活圏に侵入し、人身又は物的被害の発生が懸念される場合、緊急的に捕獲を実施する。

「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対応計画」

【体系図】



3. 対応計画の基本的な考え方

- (1) 緊急銃猟は、ツキノワグマの捕獲そのものを目的とするものではなく、人命を最優先に、市民の安全を確保するための最終的かつ限定的な措置として実施する。
- (2) ツキノワグマが出没した場合に直ちに緊急銃猟を行うものではなく、注意喚起、追い払い、有害捕獲等による段階的な対応を基本とし、これらの方法では対応が困難で、人の日常生活圏において緊急に危険を排除する必要がある場合に限り実施する。
- (3) このため、ツキノワグマの出没状況や危険度に応じてレベル1からレベル5までのフェーズ管理を行い、段階的に対応を強化する。

レベル		対応方針
1	人とクマとの接触防止	市内の森林等でクマが目撃され、人の生活に影響がない場合は、住民等に対し、情報提供及び注意喚起を行うとともに、安全行動の周知及び出没情報の掲示を実施する。
2	農地・集落周辺への出没防止（単発）	農地や集落周辺に単発的に出没する場合は、関係機関と連携し、情報共有、パトロール及び追い払いを行うとともに、出没原因の除去や侵入防止の指導助言を行う。
3	農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止（複数）	繰り返し農地や集落周辺に出没し、防除対策を講じても被害が継続する場合は、情報提供を継続し、搜索、追い払い及び防除対策を強化し、有害捕獲又は緊急銃猟の実施を検討する。
4	被害防止〈有害捕獲〉	被害が発生又は発生可能性が非常に高い場合、施設・敷地内に侵入した場合、錯誤捕獲の場合は、有害捕獲及び追い払いを行い、困難な場合は緊急銃猟を検討し、住民等に対し、情報提供及び周知を行う。
5	被害防止〈緊急銃猟〉	人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生可能性が非常に高い場合、施設・敷地内に侵入し留まった場合、錯誤捕獲の場合は、市が緊急銃猟を実施し、住民等に対し、情報提供及び周知を行う。

4. 緊急銃猟の実施体制

- (1) レベル5に移行し、緊急銃猟を実施する場合は、市長を本部長とする「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部」を設置し、全庁的な体制で対応する。
- (2) 併せて、現場には現地対策本部を設置し、ツキノワグマの監視、現場指揮、通行規制、避難誘導等を一体的に実施する。
- (3) 銃猟については、通常の有害鳥獣捕獲班とは別に、一定の射撃実績や捕獲経験等を有する捕獲者により新たに構成する「出雲市有害鳥獣特別捕獲班」が実施する。
- (4) 市、島根県、警察等がそれぞれの役割を分担し、連携して対応する。

5. 実施判断と安全確保

- (1) 緊急銃猟は、次の要件等を確認した上で、現場の状況を総合的に判断して実施する。

- ① ツキノワグマが人の日常生活圏に侵入していること
 - ② 人への危害を防止するため、緊急に対応する必要があること
 - ③ 銃猟以外の方法では、的確かつ迅速な対応が困難であること
 - ④ 地域住民等に弾丸が到達するおそれがないこと

- (2) 実施に当たっては、第三者の安全確保を最優先とし、市及び警察による通行禁止等のほか、住民への情報提供及び必要な避難措置等を実施する。
- (3) 住民の避難については、ツキノワグマとの接触を避ける観点から、原則として屋内退避及び外出の抑制を基本とする。

6. 迅速な初動対応

- (1) 緊急事態において迅速な初動判断を可能とするため、緊急銃猟に係る市長権限の一部を職員に委任する。
- (2) 一方で、判断基準、手続、指揮命令系統及び記録方法をあらかじめ明確にし、判断の客観性と適正な運用を確保する。

7. 解除・中止・一時中断及び事後対応

- (1) ツキノワグマによる危険が解消された場合は、定められた基準に基づき、速やかに緊急銃猟及び安全確保措置を解除する。
- (2) 現場の安全が確保できない場合や状況が変化した場合には、緊急銃猟を中止又は一時中断する。
- (3) 対応終了後は、現場の原状確認、必要に応じた損失補償・損害賠償、対応内容の検証及び記録保存を行い、検証結果を今後の対応や計画の見直しに反映する。

8. 平時からの備え

- (1) 緊急時に安全かつ迅速に対応できるよう、対策本部、現地対策本部、関係各班及び特別捕獲班による訓練を計画的に実施する。
- (2) 全国における緊急銃猟の実施事例等を随時検証し、安全管理及び対応方法の改善につなげる。

9. 対応計画策定予定日

令和8年10月1日

10. 今後の予定

- (1) 「出雲市有害鳥獣特別捕獲班」の射撃訓練を実施するとともに、緊急銃猟に必要な装備品等を順次整備する。
- (2) 島根県、警察等の関係機関との連携体制を確認し、緊急銃猟を想定した実動訓練を実施する。
- (3) 訓練や全国の実施事例等を踏まえ、必要に応じて対応計画及び実施体制の見直しを行う。
- (4) 緊急銃猟の実施に必要な体制及び装備等の準備が整い次第、本計画に基づく運用を開始する。(令和8年秋頃を予定)

危機管理事案別 関係機関一覧表

計画	分類	出雲市対策本部 市担当部・行政センターなど 〔 総合窓口 〕 〔 農林水産部 森林政策課 〕	関係行政機関等	事業者	地域活動団体
緊急事態等対処計画	ツキノワグマ 緊急銃猟	市長、副市長、農林水産部長、 防災安全部長、総合政策部長、 財政部長、健康福祉部長、子ども 未来部長	松江市、雲南市、飯南町、雲南市、大田市 県東部・西部農林水産振興センター 出雲・松江・雲南・大田警察署、県警察本部 国土交通省中国地方整備局松江国道事務所・出 雲河川事務所 県出雲県土整備事務所 市道路管理者	J R 西日本出雲 市駅、一畑電車 市内医療機関 各報道機関	

出雲市ツキノワグマ緊急銃猟 対応計画 (案)

出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部
令和8年(2026) 10月策定

出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対処計画 目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1) 制度の経過及び概要	
	(2) 本市の対応	
	(3) 緊急銃猟の基本的な考え方・・・・・・・・	10
2	捕獲方針について・・・・・・・・	11
3	フェーズ管理について・・・・・・・・	12
	(1) 段階的対応の管理	
	(2) 判断基準と対応方針	
	①レベル1 人とクマとの接触防止	
	②レベル2 農地・集落周辺への出没防止	
	③レベル3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止	
	④レベル4 被害防止「有害捕獲」	
	⑤レベル5 被害防止「緊急銃猟」	
	(3) フェーズ管理表・・・・・・・・	13
4	緊急銃猟の体制と役割(関係機関)・・・・・・・・	14
	(1) 全体図	
	(2) 連携体制	
	①島根県及び警察との連携	
	②隣接市町との連携・・・・・・・・	15
	(3) 緊急連絡系統図・・・・・・・・	16
	(4) 緊急連絡先一覧表・・・・・・・・	17
5	緊急銃猟の実施 ー全体計画編ー	
	(1) 組織体制・・・・・・・・	18
	(2) 各班の役割・・・・・・・・	20
	(3) 現地対策本部の設置・・・・・・・・	21
	①組織体制	
	②配置図・・・・・・・・	23
	(4) 体制実施の基準・・・・・・・・	24
	(5) 職員の招集方法	
	(6) 出雲市有害鳥獣特別捕獲班の設置・・・・・・・・	25

(7) 権限の委任	26
(8) 全体の流れ	27
(9) 実施の判断	28
フロー図	29
(10) 安全確保対策	
①実施区域の設定及び実施	30
②車両等の通行禁止又は規制等の設定及び実施	31
③通行禁止又は制限範囲の設定及び実施	33
④避難計画	34
⑤装備品の管理、整備及び点検	37
装備品の確認チェックリスト	38

6 緊急銃猟の実施 ―個別計画編―

本計画の具体的内容を定める個別計画については、安全確保及び銃猟の実効性確保に支障が生じるおそれがあるため、非公開とする。

7 緊急銃猟の解除・中止・一時中断及び避難指示の対応 ―全体計画編―

(1) 解除の判断	39
①解除の基準	
②解除の手順	41
③解除後の対応	
(2) 中止の判断	42
①中止の基準	
②中止の手順	43
③中止後の対応	
(3) 一時中断の判断	44
①一時中断の基準	
②一時中断の手順	45
③一時中断後の対応	

8	事後対応　－全体計画編－	
(1)	原状確認・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
	①基本方針	
	②損傷等が認められた場合	
	③明確な損傷等が認められない場合	
	④民地確認時の配慮事項	
	⑤原因不明時の対応及び安全確認	
	⑥原状確認時のチェックリスト	
(2)	損失補償及び損害賠償・・・・・・・・	4 7
(3)	検証	
	①検証の手順	
(4)	記録保存・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
	①基本方針	
	②記録の公開及び非公開の取扱い	
	③記録区分と具体的内容等	
	④記録方法	
9	訓練等　－全体計画編－	
(1)	訓練管理・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(2)	訓練体系図	
(3)	年間訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
(4)	訓練実施計画	
(5)	緊急銃猟等の事例検証	
10	参考法令等・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(1)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	
(2)	環境省ホームページ・・・・・・・・	5 3
	①緊急銃猟制度	
	②クマに関する各種情報・取組	

1 はじめに

(1) 制度の経過及び概要

令和7年4月、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。)が改正され、同年9月1日から施行された。

この改正により、クマが人の「日常生活圏」に出没した場合、安全を確保した上で一定の条件を満たせば、市長の判断により、銃猟を捕獲者に委託して実施できる新たな仕組み(以下、「緊急銃猟」という。)が創設された。

この制度においては、法的責任は市にあることが明確化されており、市は鳥獣保護管理法に基づき、自らの判断で緊急銃猟を実施できる法的権限と根拠が付与された。

このため、市は既存の計画や各種ガイドラインとの適合確認を個別に要することなく、国が法改正によって制度設計した趣旨のもとで、迅速に対応できる体制が法的に確立されているところである。

(2) 本市の対応

本市では、島根県(以下「県」という。)が令和4年3月に策定した「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」をふまえ、ゾーン別の捕獲方針や出沒状況に応じたフェーズ管理の考え方を、「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対応計画」(以下、「対応計画」という。)の中で、本市独自に定めた。

これらは、緊急銃猟を含むクマ対応について、本市が県など関係機関と連携して行う際の基本的な運用基準として位置づけるものである。

特に、緊急銃猟の実施は、未然に防ぐことが最も重要であり、そのためには、地域の安全確保や被害防止のための各種計画・取組において、現場での出沒事例や対応結果を適切にフィードバックし、必要な対策を平時から継続的に実施していくことが求められている。

又、本市は「出雲市危機管理指針」に基づき、「出雲市緊急事態等対処計画」を策定しており、鳥獣対策と危機管理対策の両面から対応するため、今回、この計画に新たに「危険鳥獣の緊急銃猟対策」の章を定め追加した。

これにより、緊急銃猟に係る本市の対応指針を明確化するとともに、「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部」を設置し、組織的かつ迅速な対応が可能となる体制を整えたものである。

(3) 緊急銃猟の基本的な考え方

この制度は、あくまでも例外的な緊急対応を可能とするための仕組みであり、緊急銃猟の積極的かつ促進的な実施を目的とするものではない。

鳥獣保護管理法及び緊急銃猟ガイドラインにおいては、緊急銃猟を実施できる範囲は「日常生活圏」（人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲）とされている。

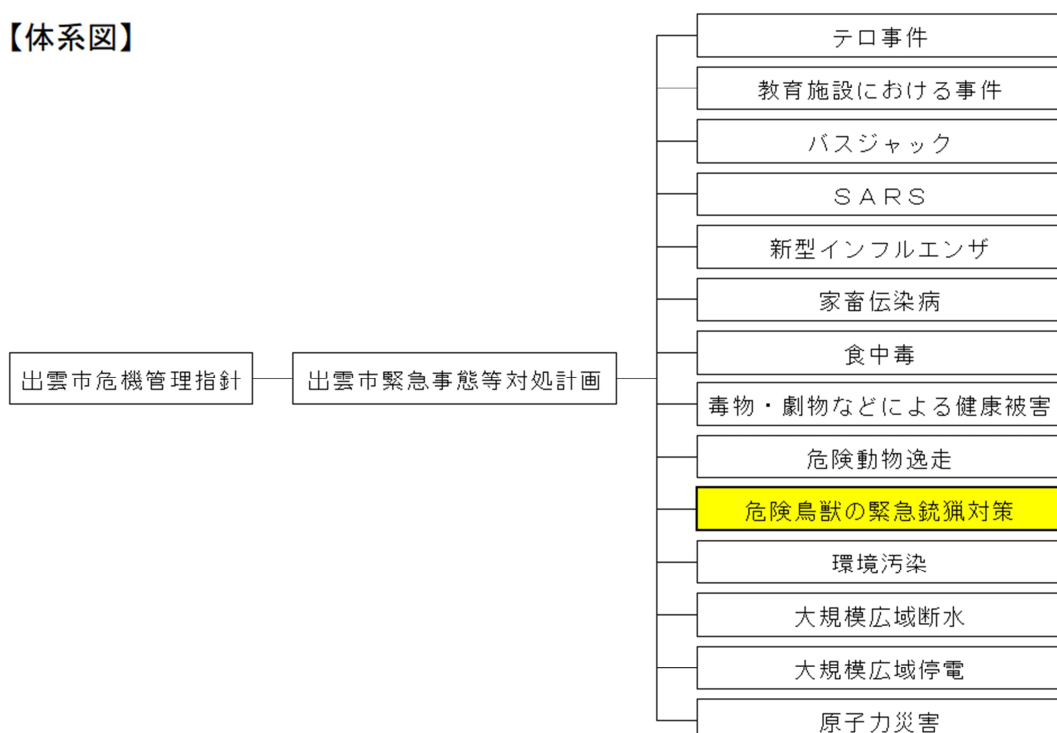
この考え方は、人命を最優先に保護するとともに、緊急銃猟を実施した場合所や状況に応じて捕獲者や捕獲関係者が法令違反に問われることがないように、緊急銃猟を実施できる範囲を明確に定め、緊急銃猟が法令上適法と認められるよう成立要件を明文化したものである。

したがって、緊急銃猟は、クマが人の「日常生活圏」に出没した場合、市があらかじめ予定又は一律に実施するものではなく、出没状況や危険性の進展に応じて、市がその都度、緊急的に判断し、対応する最終的かつ限定的な措置である。

このため、緊急銃猟の実施は、あくまで抑制的に適用し、追い払い、有害捕獲など、他のすべての手段を実施してもなお状況が改善しない場合に限って実施するものである。

本対応計画は、「出雲市危機管理指針」及び「出雲市緊急事態等対処計画」に定めるもののほか、以上の考え方に基づき、クマの出没に対して、本市が迅速かつ的確に対応するための準備や体制づくりを進め、住民の生命・身体及び財産の安全を確保することを目的として策定するものである。

【体系図】



2 捕獲方針について

本市のクマ捕獲に関する方針は、県が令和4年3月に策定した「島根県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」及び「住居集合地等におけるツキノワグマ等対応指針」（令和5年6月15日農山第268号）、並びに「ツキノワグマのゾーニング管理指針」（令和4年4月1日3農総第1096号）を基本とするものである。

その上で、本市においては、地域の特性や近年の出没傾向、住民生活への影響をふまえ、より実情に即した対応を図るため、本市独自の捕獲方針を定めることとした。

なお、ゾーニング区分と「日常生活圏」の考え方については、「日常生活圏」は前述のとおり、緊急銃猟の実施に係る法的成立要件であることから、平時における捕獲方針の基礎とするものではない。

したがって、本市の捕獲方針は、県が定めるゾーニング区分を基本に、有害捕獲を中心とした段階的かつ抑制的な対応を原則とするものとする。

ゾーニング区分	場所		役割	捕獲方針	
	定義	具体例		島根県	出雲市（緊急銃猟）
保護地域 （コア生息地） （ツキノワグマの健全な個体群の維持を担保する地域）	奥山	ツキノワグマの生息地 ・ 地形的に人里等から隔たった場所 ・ 堅果類等が多い場所	ツキノワグマ個体群の健全な維持を図る	・ 原則、有害捕獲は行わない（人身事故発生の場合は除く。） ・ 錯誤捕獲の場合は、その場あるいはその周辺に放獣	・ 原則、緊急銃猟は行わない。 ・ 有害捕獲の実施による除去が困難で、危険個体の場合は、緊急銃猟を実施し除去する。 ①被害を発生させた個体 ②被害を発生させる恐れがある個体 ③対策を講じても被害を発生させる個体 ④繰り返し出没する個体
緩衝地帯 （排除地域の周辺地域）	保護地域と排除地域間の地域	・ 人工林、天然林 ・ 生息地周辺で、餌となる堅果類はないが人里等から隔たった場所 ・ 防除地域や排除地域の外周部で、頻繁に出没が確認される場所	個体群の維持と排除地域への侵入を防ぐ	・ 原則、有害捕獲は行わない（人身事故発生の場合は除く。） ・ 錯誤捕獲の場合は、原則、保護地域に放獣 ・ 定着個体（再捕獲）は除去	
排除地域 （市街地・集落内の住宅密集地域など人間の居住区）	人の生活域及び活動域（居住地域、農林畜産業に従事する地域）	・ 農地 ・ 森林施業が行われている森林 ・ 集落内、住宅地、公共施設、観光施設、商業施設周辺 ・ 道路周辺	人の生活・活動を安心して営む	・ 排除地域への出没個体は有害捕獲を実施し除去 ・ 錯誤捕獲でも同様の扱い	

3 フェーズ管理について

(1) 段階的対応の管理

本市では、緊急銃猟を含むクマ対応について、クマの出没状況や危険度に応じた段階的な対応を基本とする。

このため、平時から緊急時までの対応を段階ごとに区分し、各段階の判断基準と対応方針を定めるものである。(以下「フェーズ管理」という。)

このフェーズ管理は、県など関係機関との連携に基づく基本的な運用基準として位置づけるとともに、現場対応の統一及び指揮命令系統の明確化を図るものである。

なお、実際の出没状況や被害の発生状況に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

(2) 判断基準と対応方針

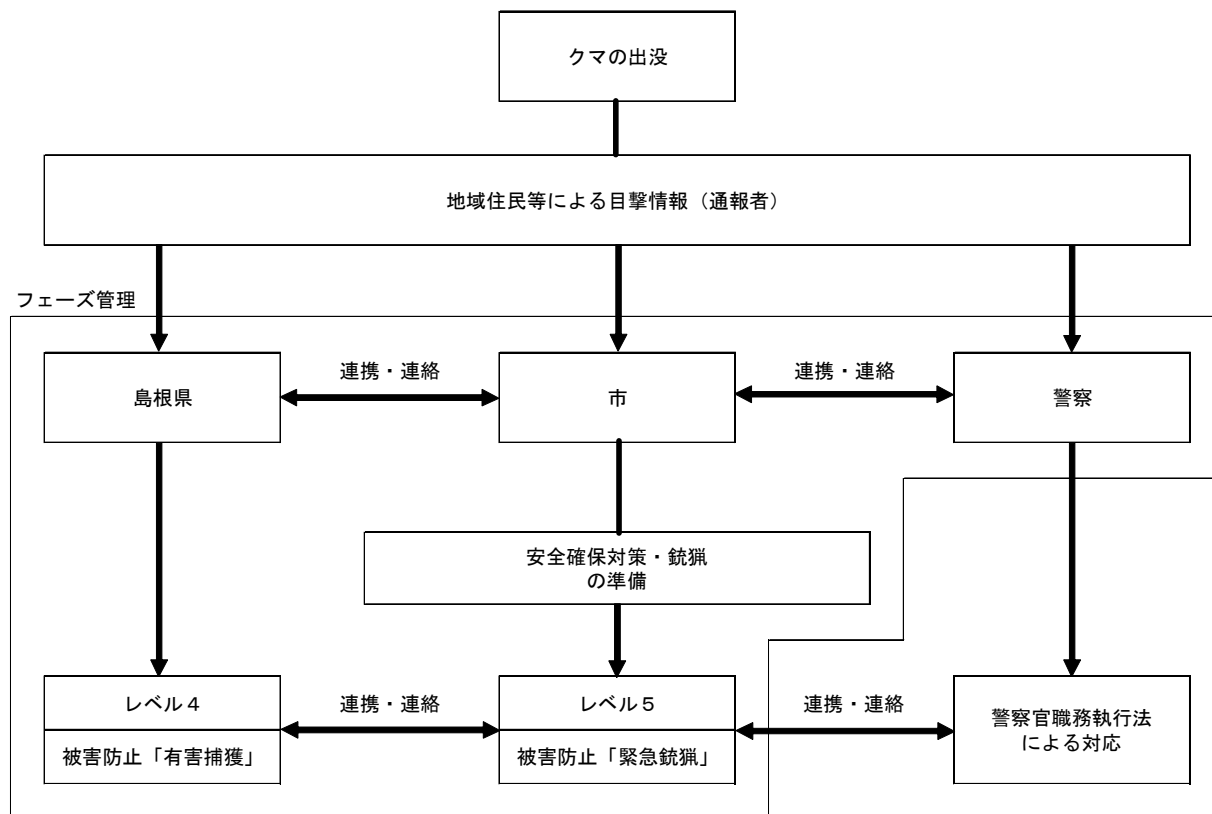
レベル		対応方針
1	人とクマとの接触防止	市内の森林等でクマが目撃され、人の生活に影響がない場合は、住民等に対し、情報提供及び注意喚起を行うとともに、安全行動の周知及び出没情報の掲示を実施する。
2	農地・集落周辺への出没防止 (単発)	農地や集落周辺に単発的に出没する場合は、関係機関と連携し、情報共有、パトロール及び追い払いを行うとともに、出没原因の除去や侵入防止の指導助言を行う。
3	農地・集落周辺への出没防止 及び農作物被害等の防止 (複数)	繰り返し農地や集落周辺に出没し、防除対策を講じても被害が継続する場合は、情報提供を継続し、捜索、追い払い及び防除対策を強化し、有害捕獲又は緊急銃猟の実施を検討する。
4	被害防止 〈有害捕獲〉	被害が発生又は発生可能性が非常に高い場合、施設・敷地内に侵入した場合、錯誤捕獲の場合は、有害捕獲及び追い払いを行い、困難な場合は緊急銃猟を検討し、住民等に対し、情報提供及び周知を行う。
5	被害防止 〈緊急銃猟〉	人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生可能性が非常に高い場合、施設・敷地内に侵入し留まった場合、錯誤捕獲の場合は、市が緊急銃猟を実施し、住民等に対し、情報提供及び周知を行う。

(3) フェーズ管理表

レベル 1 人とクマとの接触防止	
出没状況	①市内での目撃(主に森林内) ②人の生活に直接影響がないと見込まれる場合
対応	①必要に応じ、地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)) ②必要に応じ、クマ避け鈴、ラジオ等の携行や複数人での行動推奨、注意喚起 ③必要に応じ、人の目に触れる場所に出没年月日を記載したクマ出没の看板設置
レベル 2 農地・集落周辺への出没防止(単発)	
出没状況	農地や集落周辺への出没
対応	①必要に応じ、地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)) ②関係機関が連携して出没・被害情報を共有し、必要に応じ、連携したパトロール及び追い払いを実施 ③関係機関が連携して、出没原因(現地調査等)を調査し、誘引物等出没原因の除去 (誘引物の除去、ヤブの刈払い)、侵入防止措置(電気柵の設置等)の指導助言を実施
レベル 3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止(複数)	
出没状況	①農作物等への執着 ②繰り返し出没する ③追い払い、誘引物の除去、電気柵の設置等の防除対策を講じても被害が継続
対応	①必要に応じ、地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)) ②関係機関が連携して捜索・パトロール・追い払いを実施 ③関係機関が連携して、誘引物等出没原因の除去(誘引物の除去、ヤブの刈払い)、侵入防止措置(電気柵の設置等)の指導助言を実施 ④目撃情報やセンサーカメラ等により出没個体の特徴の把握 ⑤有害捕獲及び捕獲した個体は除去するよう検討 ⑥有害捕獲が困難な場合は、緊急銃猟による危険個体の除去を検討
レベル 4 被害防止 <有害捕獲の実施>	
出没状況	①被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ③錯誤捕獲の場合
対応	①有害捕獲の実施(東部農林振興センター) ②関係機関が連携して追い払いを実施 ③各種対策を講じても有害捕獲が困難な場合は、緊急銃猟による危険個体の除去を検討 ④地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)) ⑤保護地域・緩衝地帯で錯誤捕獲の場合は、その場あるいはその周辺に放獣 ⑥排除地域で錯誤捕獲の場合は、除去
レベル 5 被害防止 <緊急銃猟の実施>	
出没状況	①人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ③人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合
対応	①緊急銃猟の実施(市) ②地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車)

4 緊急銃猟の体制と役割(関係機関)

(1) 全体図



(2) 連携体制

① 島根県及び警察との連携

本市におけるクマ対応は、クマの出没状況や危険度に応じ、「フェーズ管理」に基づく段階的な対応を基本とする。

このため、現場対応の遅滞や指揮命令系統の混乱が生じることのないよう、車両等の通行禁止又は規制等、避難誘導その他の措置を円滑に実施できる体制を、平常時から構築しておく必要がある。

こうした円滑な連携及び一貫した対応を確保するため、市、県及び警察は、役割分担等を明確にし、フェーズの進行に応じ、即応性を有する体制の確立を図るものとする。

②隣接市町との連携

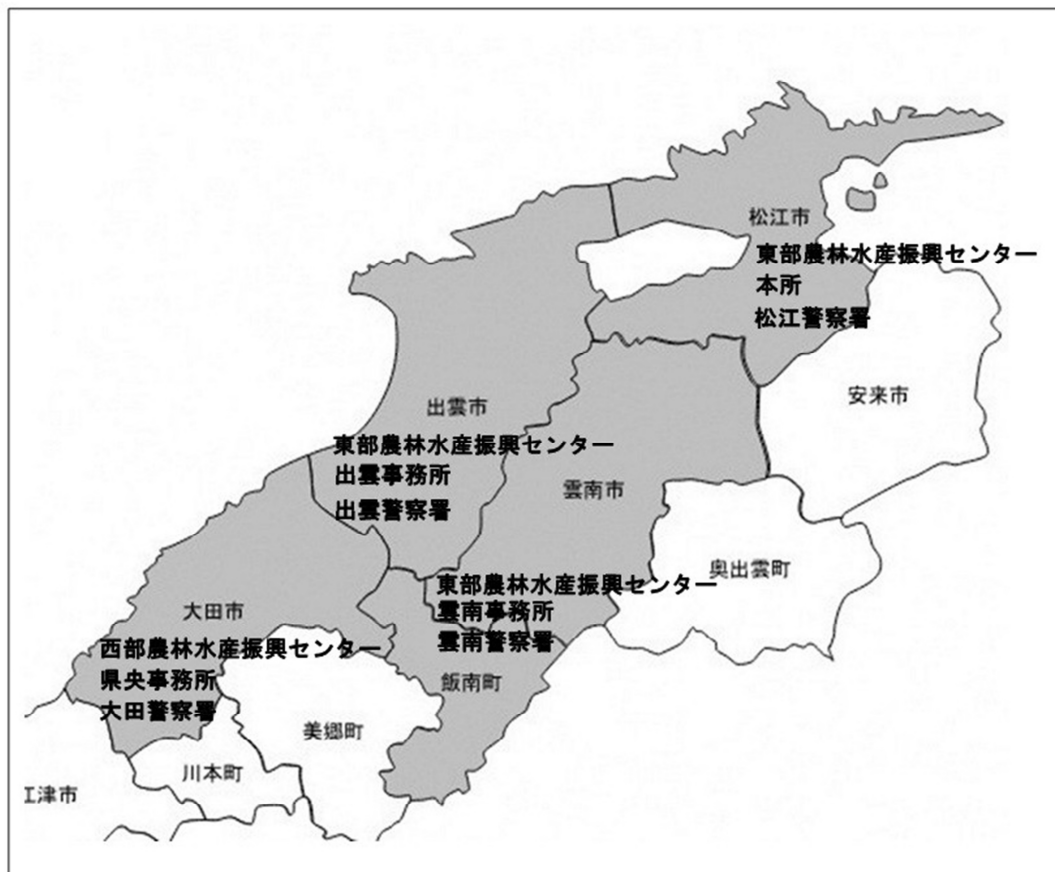
本市は、東部を松江市、南部を雲南市及び飯南町、西部を大田市と接しており、クマの出没は隣接市町の境界付近でも発生している。

隣接市町の境界付近でクマが出没し、対応が必要となる場合には、隣接市町に加え、それぞれの市町を所管する県や警察の協力も求められる。

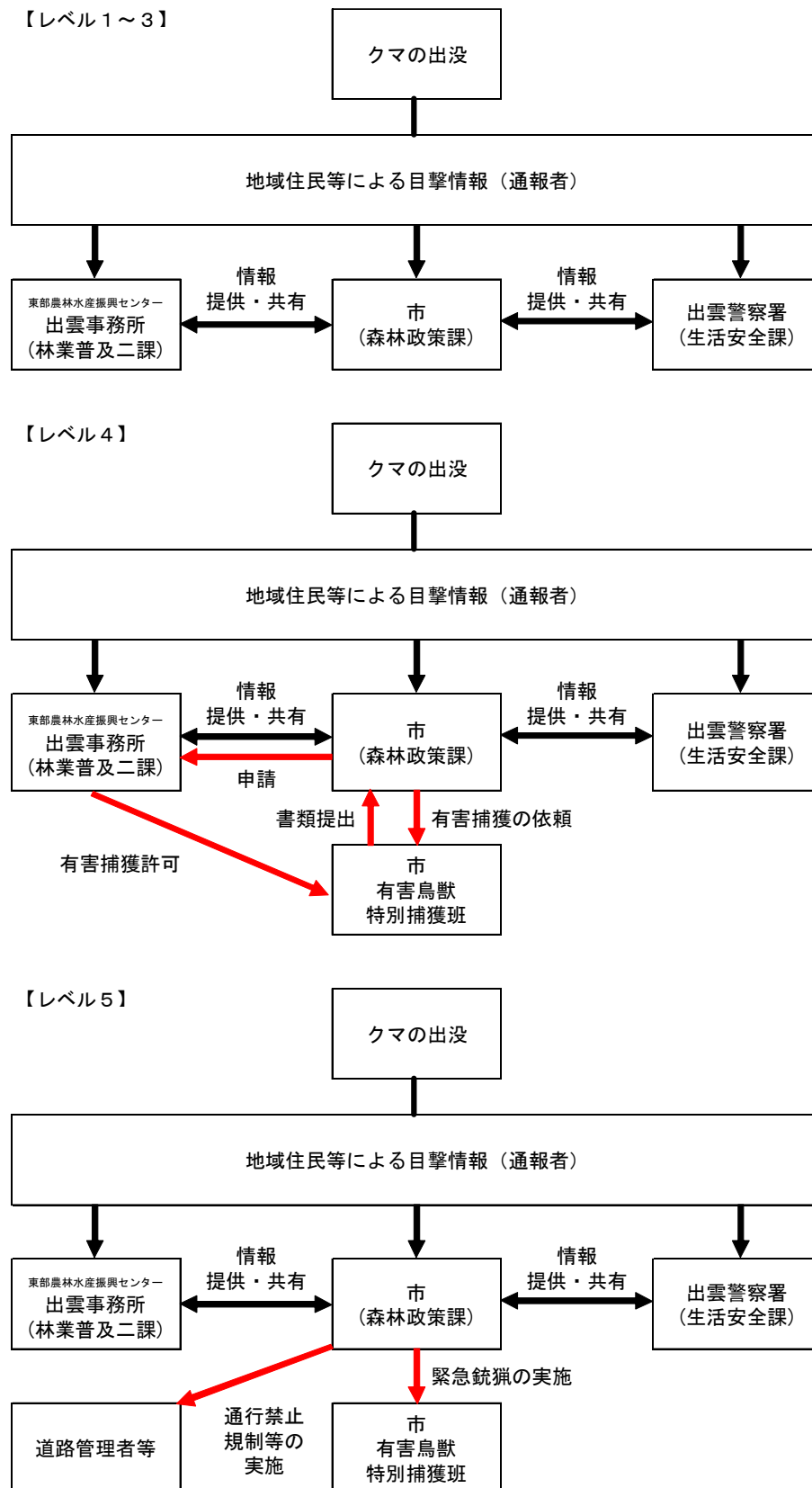
このため、本市独自の「フェーズ管理」に基づく対応状況は、事前に隣接市町、県及び警察へ周知しておくものとする。

特に、レベル4（有害捕獲）及びレベル5（緊急銃猟）の案件では、本市の捕獲者及び捕獲関係者のみならず、隣接市町の捕獲者及び捕獲関係者との調整が必要となる。

隣接市町境界付近でのクマ出没については、事前に詳細な対応を定めることが困難なため、関係する隣接市町と協議の上、出没状況に応じて柔軟かつ臨機応変な対応を行うものとする。



(3) 緊急連絡系統図



(4) 緊急連絡先一覧表

区分	名称	電話			F A X	備考
		平日 (8:30～17:15)	夜間・休日	公用携帯		
市町	出雲市 (森林政策課)					
	松江市 (農林基盤整備課)農林総務係					市境出没時
	雲南市 (林業振興課)林業・有害鳥獣グループ					〃
	飯南町 (産業振興課)					〃
	大田市 (農林水産課)					〃
	島根県 島根県東部農林水産振興センター 出雲事務所(林業普及二課)					
島根県	島根県東部農林水産振興センター 本所(林業振興課)					市境出没時
	島根県東部農林水産振興センター 雲南事務所(林業普及第二課)					〃
	島根県西部農林水産振興センター 県央事務所(林業普及第二課)					〃
	出雲警察署 (生活安全課)					
	松江警察署 (生活安全課)					市境出没時
警察	雲南警察署 (生活安全課・地域課)					〃
	大田警察署 (生活安全課)					〃
	島根県警察本部					
捕獲者	出雲市有害鳥獣捕獲特別班					

区分	名称	電話			F A X	備考
		平日 (8:30～17:15)	夜間・休日	公用携帯		
通行禁止・ 規制等	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所(情報管理室)					国道
	島根県出雲県土整備事務所 (管理第二課)					県道
	出雲市道路管理者 (道路河川維持課)地域管理係					市道
	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所(平田出張所)					河川
	西日本旅客鉄道株式会社 出雲市駅					鉄道
	一畑電車株式会社 (業務部営業課)					〃
	病院					
	島根県立中央病院					
	島根大学医学部附属病院					
報道機関	山陰中央テレビジョン放送株式会社					
	日本海テレビジョン放送株式会社					
	株式会社山陰放送					
	NHK松江放送局					
	出雲ケーブルビジョン株式会社					
	ひらたCATV株式会社					
	株式会社エフエム山陰					
	株式会社エフエムいずも					

5 緊急銃猟の実施 ―全体計画編―

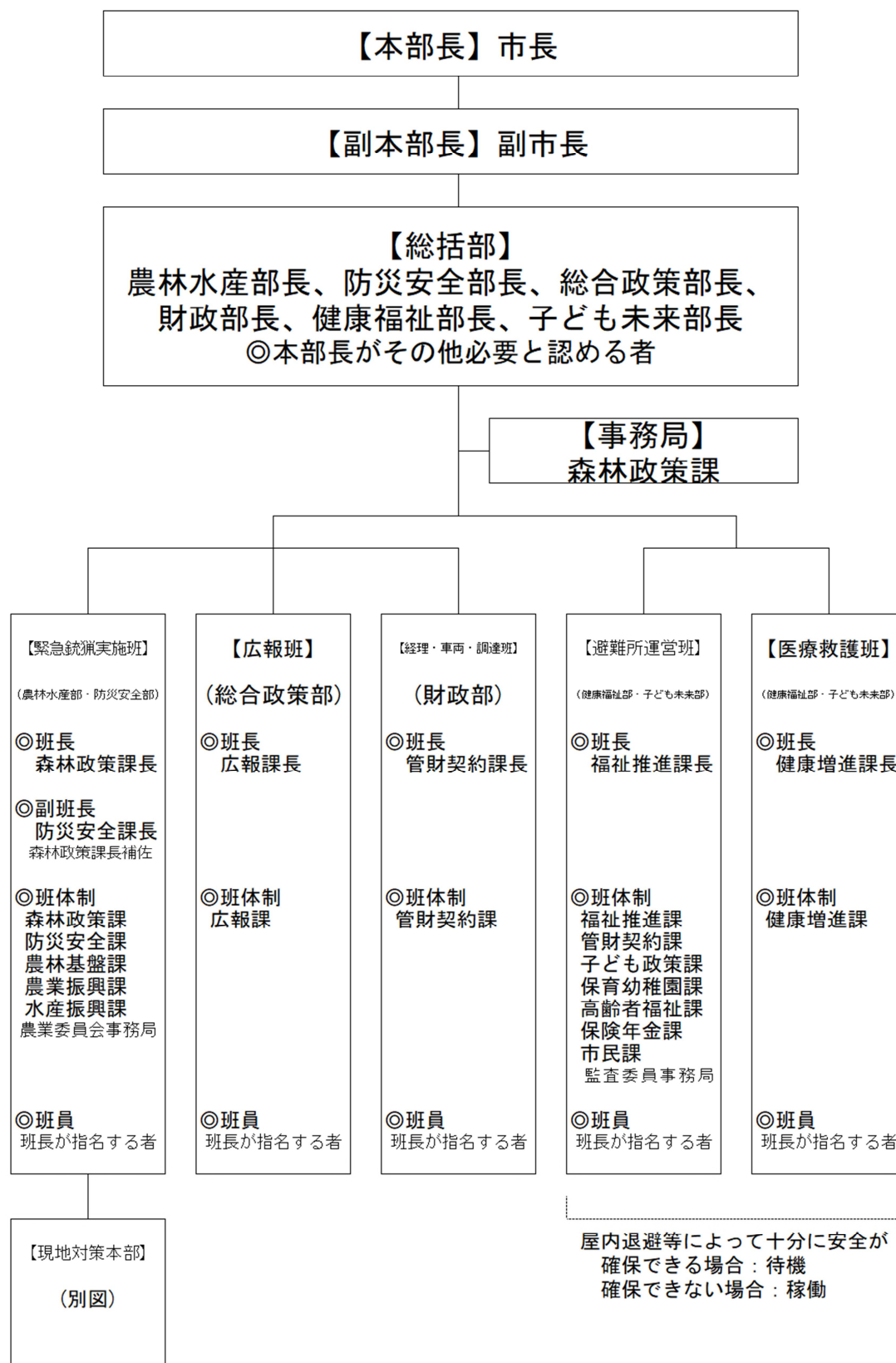
(1) 組織体制

緊急銃猟は、「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部」(以下、「対策本部」という。)を設置し、実施するものとする。

対策本部は、緊急銃猟の実施について、総括責任を担い、対外的な説明、関係機関及び全庁的な調整を行うものとする。

レベル	出雲市が設置する組織		主な対応
	名称	構成	
5	出雲市ツキノワグマ 緊急銃猟対策本部	【本部長】 市長 【副本部長】 副市長 【総括部】 農林水産部長、防災安全部長、総合政策部長、 財政部長、健康福祉部長、子ども未来部長 【班体制】 - 緊急銃猟実施班 (班長/森林政策課長) (副班長/防災安全課長、森林政策課長補佐) - 広報班 (班長/広報課長) - 経理・車両・調達班 (班長/管財契約課長) - 避難所運営班 (班長/福祉推進課長) - 医療救護班 (班長/健康増進課長) 【事務局】森林政策課	- 緊急銃猟の実施 - 車両等の通行禁止・規制等の設定・実施 - 通行禁止・制限範囲の設定・実施 - 避難誘導 - 地域住民等への情報提供及び周知 - 物資調達と保管輸送 - 避難所運営 - 避難所等の医療救護

出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部組織図



(2) 各班の役割

各班の編成及び役割は、次のとおりとする。

班体制		役割
緊急銃猟実施班	現場指揮隊	・ 対応方針の決定 ・ 緊急銃猟の実施、解除、中止、一時中断 ・ 各班の指揮統制 ・ 車両等の通行禁止・規制等の設定・実施、解除の要請 ・ 通行禁止・制限範囲の設定・実施、解除 ・ 避難区域の設定、解除 ・ 避難所の開放、閉鎖 ・ 避難指示の発令、解除 ・ 事後対応(現状回復、損失補償、検証等) ・ 関係機関等との連絡調整 ・ 記録保存
	現場指揮サポート隊	・ 出雲市有害鳥獣特別捕獲班のサポート ・ 出没場所及び周囲の状況、環境等の調査 ・ 土地所有者又は管理者等との調整 ・ 障害物の除去 ・ クマの監視・追跡 ・ その他不測の事態への対応
	規制隊	・ 車両等の通行禁止・規制等の実施補助 ・ 通行禁止・制限の実施
	避難誘導隊	・ 避難誘導(屋内退避も含む。)の実施 ・ 通行禁止・制限範囲の住民監視
	事務局	・ 総括、調整、記録保存
広報班		・ 地域住民、近隣学校施設等への情報提供 ・ 報道対応
経理・車両・調達班		・ 避難所等の物資調達と保管輸送 ・ 公用車の配車
避難所運営班		避難所の運営
医療救護班		避難所等の医療救護

(3) 現地対策本部の設置

①組織体制

対策本部を設置した場合は、これと併せて、「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟現地対策本部」(以下、「現地対策本部」という。)を設置するものとする。

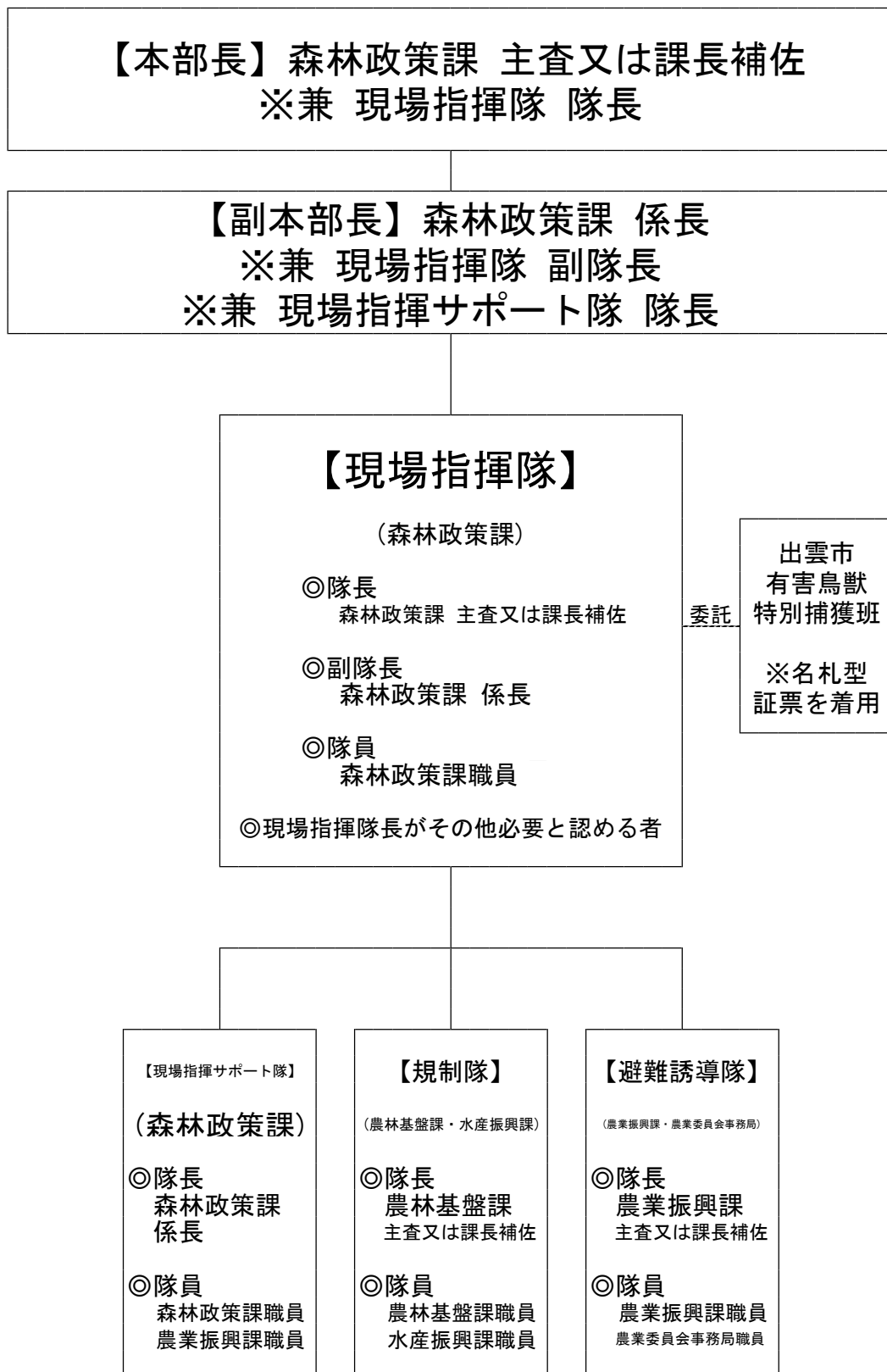
現地対策本部は、現地において状況を的確に把握し、迅速かつ的確な判断及び対応を行うものとする。

レベル	出雲市が設置する組織		主な対応
	名称	構成	
5	出雲市ツキノワグマ緊急銃猟現地対策本部	【本部長】 森林政策課 主査又は課長補佐 ※兼 現場指揮隊 隊長 【副本部長】 森林政策課 係長 ※兼 現場指揮隊 副隊長 ※兼 現場指揮サポート隊 隊長 【隊制】 ・現場指揮隊 (隊長/森林政策課 主査又は課長補佐) ・現場指揮サポート隊 (隊長/森林政策課係長) ・規制隊 (隊長/農林基盤課 主査又は課長補佐) ・避難誘導隊 (隊長/農業振興課 主査又は課長補佐)	・緊急銃猟の実施 ・車両等の通行禁止・規制等の設定・実施 ・通行禁止・制限範囲の設定・実施 ・避難誘導

◎職員は、事故防止及び円滑な連絡体制を確保するため、所定の安全装備等を着用及び携帯するものとする。

◎現場指揮隊長は、狩猟免許(わな猟、第一種銃猟免許)所持者が望ましい。

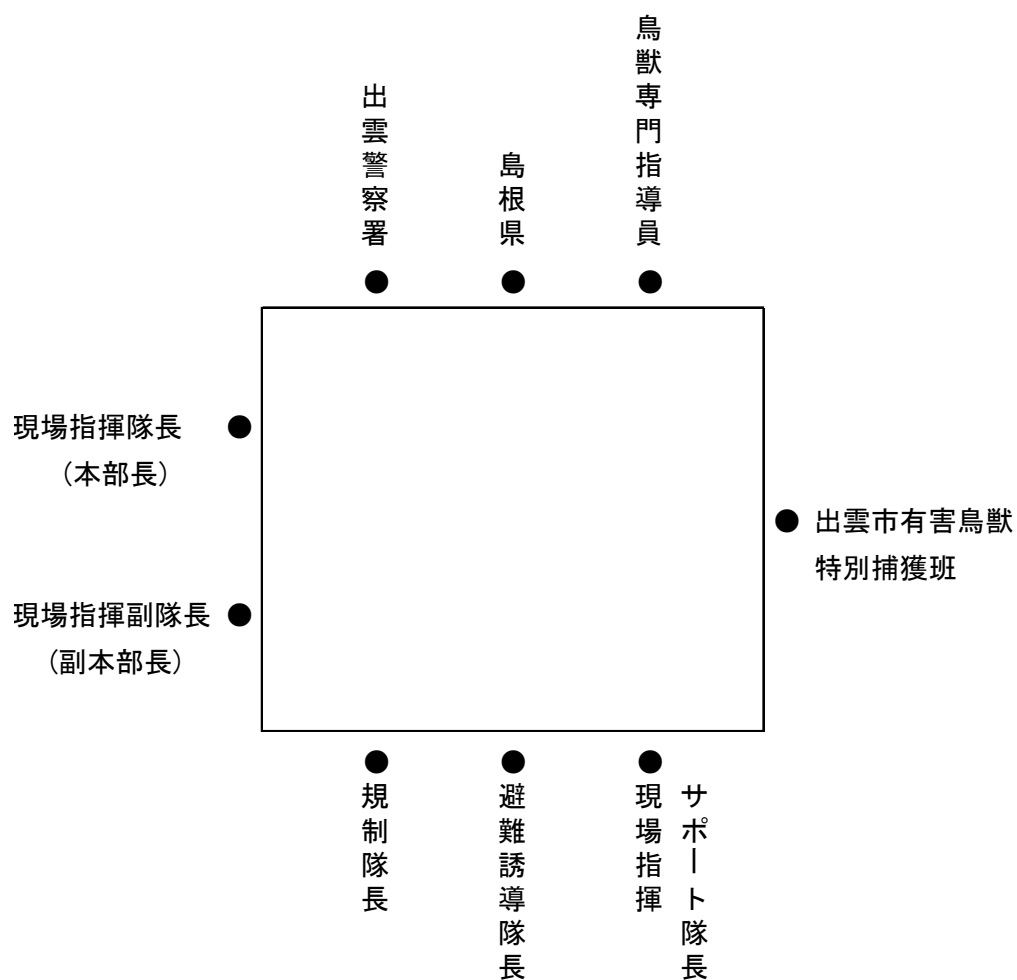
出雲市ツキノワグマ緊急銃猟現地対策本部組織図



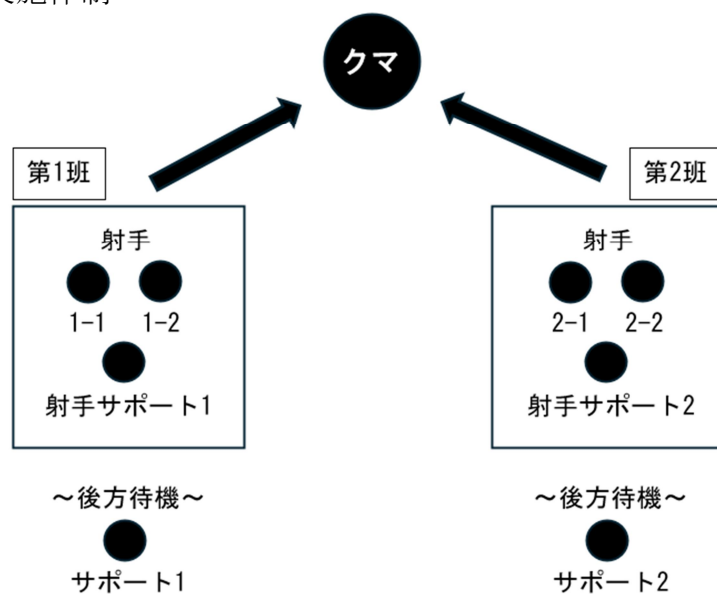
※現地対策本部員は、ベスト又はゼッケン等を着用し、証票に充てるものとする。
(法第34条の3)

②配置図

ア. 現場指揮本部



イ. 実施体制



(4) 体制実施の基準

本市の緊急銃猟は、クマの出没状況や危険度に応じ、「フェーズ管理」に基づく段階的な対応を基本として、実施するものとする。

レベル4 被害防止<有害捕獲>からレベル5 被害防止<緊急銃猟>への移行は、状況の悪化に応じて円滑に対応する必要があることから、その中間段階として、レベル4. 5「被害防止<緊急銃猟準備>」を設けるものとする。

本市においては、レベル4. 5を「警戒体制」、レベル5を「緊急体制」として、体制を整えるものとする。

レベル4. 5においては、「警戒対策本部」を設置し、緊急体制への移行に備えた体制を確保するとともに、関係部局間における情報の集約及び共有並びに関係機関との連絡調整等を行うものとする。

レベル5においては、「出雲市ツキノワグマ緊急銃猟対策本部」を設置し、緊急銃猟を実施する。

想定する事件等：ツキノワグマ緊急銃猟対策

体制	レベル	基準	体制決定者	構成員
警戒体制	レベル4. 5 被害防止<緊急銃猟準備>	レベル4より、状況が悪化し、 ①被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ③その他、市警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長	副市長が指定する部局
緊急体制	レベル5 被害防止<緊急銃猟>	①人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合	本部 市長	市長が指定する部局

(5) 職員の招集方法

緊急銃猟は、日中に実施することを基本とし、通常は、庁内放送、I P Kによる周知及び電話等により、担当職員を招集する。

ただし、日の出以降、速やかな緊急銃猟の実施が必要な場合は、職員参集メールによる招集を併用する。

(6) 出雲市有害鳥獣特別捕獲班の設置

緊急銃猟は、通常の捕獲班である「出雲市有害鳥獣捕獲班」とは別に、緊急時において迅速かつ的確に対応するため、「出雲市有害鳥獣特別捕獲班」(以下「特別捕獲班」という。)を設置する。

この特別捕獲班について、その班編成、捕獲者の要件、使用する銃及び弾丸、活動範囲、補償、手当等を明確にし、適正かつ安全な運用体制を確保するものとする。

区分	内容	
①班編成	2班以上の編成を基本とする。(2方向から駆除) ・1班2名：第一射手(班長) 第二射手(班員)	
②捕獲者の要件	鳥獣保護管理法の要件	◎施行令第4条を満たしている者 ・狩猟免許所持者 ・過去1年以内に銃器射撃を2回以上した者 ・過去3年以内に緊急銃猟で使用する同種の銃器を使用しクマの捕獲等経験があること
	市独自の要件	◎損害保険加入者等 ◎銃砲所持許可者(有害鳥獣駆除) ◎捕獲者及び捕獲関係者と意思の疎通に支障がない者 ◎緊急銃猟の記録に承諾する者
③使用する銃及び弾丸	・銃 特定ライフル銃、散弾銃 ・弾丸 サボットスラッグ弾、スラッグ弾、00B弾等を基本とする。	
④活動範囲	・市内全域 ・隣接市町境界付近でのクマ出没については、事前に詳細な対応を定めることが困難なため、関係する隣接市町と協議の上、出没状況に応じて柔軟かつ臨機応変な対応を行うものとする。	
⑤補償	◎民事事件 市が補償する。※故意・重過失の場合、市は捕獲者へ求償する。 ・物的被害「緊急銃猟時補償費用保険」で補償する。 ・人身被害 国家賠償法で補償する。 ◎刑事事件 市は補償できない。	
⑥手当 ※いずれも、旅費相当分、実包経費等は、別途支給する。	【緊急銃猟】	緊急銃猟開始から、捕獲者1名1回につき、 ・出場手当 40,000円/回 ・1回の時間は、4時間とする。 ・以後1時間毎に、10,000円を加算する。 ・成功報酬 60,000円/回(除去した場合) 成功報酬は、除去に成功した場合に新たに発生する「危険性」「高度な技術及び判断」「責任」を評価し、これら三要素について、それぞれ2万円(出場手当の半額)を加算するものとする。
	【緊急銃猟以外】 (研修・訓練等)	捕獲者1名1回につき、 ・出場手当 8,000円/回
⑦証票	名札型の証票とし、帽子等に着用する。	

(7) 権限の委任

緊急銃猟は、「鳥獣保護管理法」の規定に基づき、市長の判断で実施するものであるが、緊急対応が必要な現場においては、市長自らが常時指揮することは、現実的には困難が伴うものである。

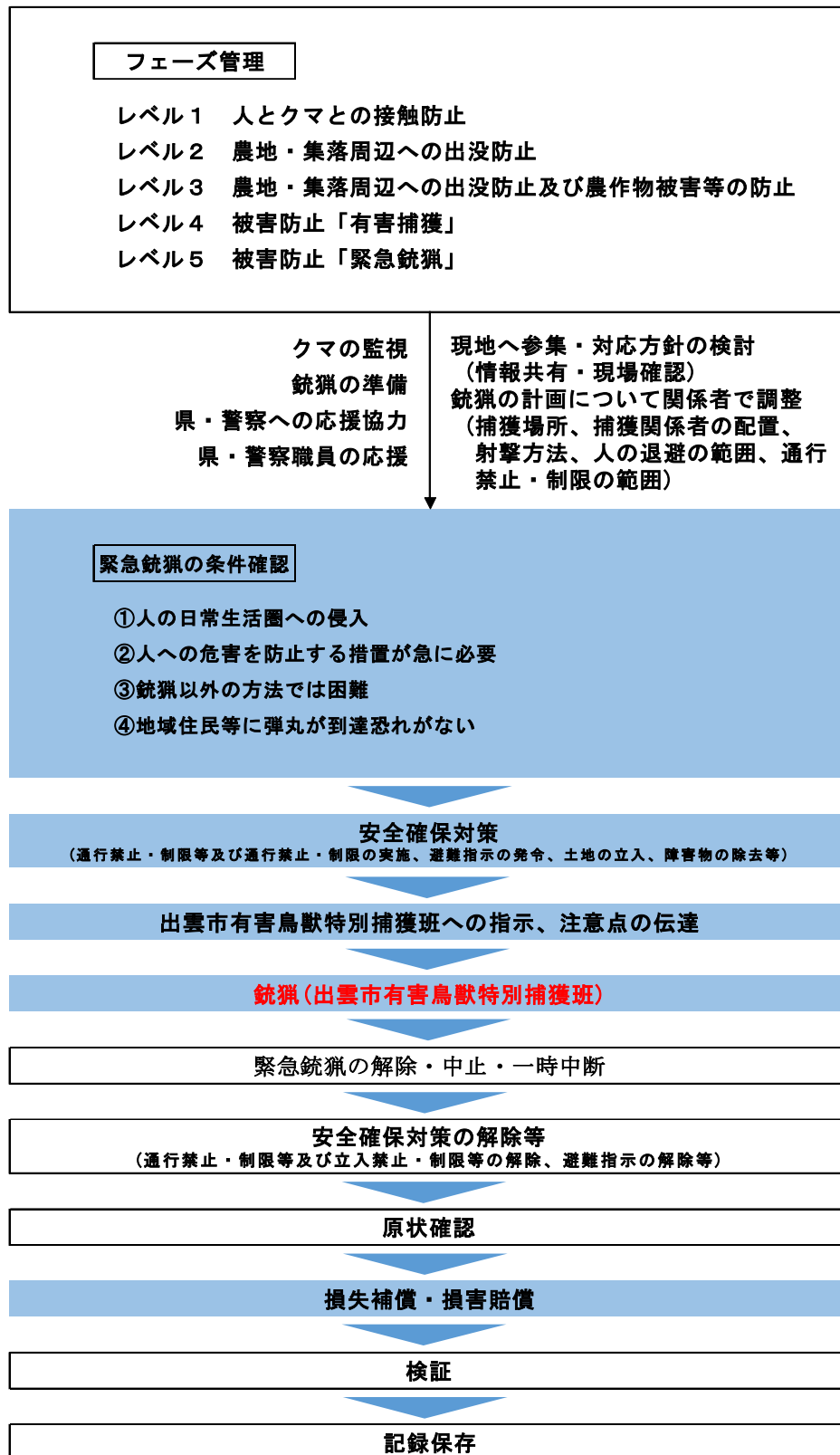
このため、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、市長の権限の一部を農林水産部の職員に委任し、現場の状況に即した迅速な判断と的確な対応が可能となるよう、その範囲や内容をあらかじめ明確にしたうえで、当該職員が現場責任者として対応できる体制を整備するものとする。

【権限委任一覧表】

区分	内容
①実施決定権	実施の判断
②出動指示権	各班、「出雲市有害鳥獣特別捕獲班」への出動指示
③連絡調整権	関係機関への職員派遣要請、情報共有、連絡調整
④現場指揮権	各班の指揮統制、現場での判断、作業指示
⑤規制実施権	車両等の通行禁止・規制等の設定・実施の要請 通行禁止・制限範囲の設定・実施
⑥避難対応権	避難区域の設定、避難指示の発令、避難誘導の実施
⑦資機材管理権	資機材の使用、調達、運用
⑧解除権	解除、中止、一時中断、規制の解除、避難指示の解除、 現場の撤収

◎緊急銃猟の実施に必要な必要最小限の権限委任とする。

(8) 全体の流れ



(9) 実施の判断

「緊急銃猟」の実施判断については、国の法定要件に基づき運用するとともに、本市独自の条件を加え、判断の迅速化と統一性を確保するものとする。

具体的な実施の判断基準は、フロー図により整理し、あわせて、判断の妥当性や安全性を確認するために「チェックリスト」を併用する構成としている。

これらにより、現場における判断過程を明確化し、「緊急銃猟」の実施判断の適正化及び安全性の向上を図るものである。

鳥獣保護管理法の要件			市独自の要件
①場所	人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏であるか	◎出没状況の特定 ア. 人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 イ. 人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ウ. 人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合
②緊急性	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか	◎捕獲個体の特定 ア. 被害を発生させた個体 イ. 被害を発生させる恐れがある個体 ウ. 対策を講じても被害を発生させる個体 エ. 繰り返し出没する個体
③方法	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか	◎困難な場合を具体的に定める。 ア. 追い払いなどによる安全な捕獲・移動が困難な場合 イ. 追い払いをした場合、周辺にある人家の住民等に危険が及ぶ可能性がある場合 ウ. ツキノワグマが追い込まれるなどして逃げ場がなく、追い払いが困難な場合 エ. 日没が迫るなど、速やかな殺処分以外に住民の安全を確保できない場合
④安全の確保	避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	ア. 通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第34条の4) イ. 地域住民の避難は行われたか (法第34条の4) ウ. 広報(防災行政無線、ホームページ等)は行われたか (政令) エ. 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令) オ. 鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (政令) カ. 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか キ. 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて) ク. 射線方向にバックストップはあるか ケ. 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか	ア. 海を含む場合は、海上保安庁へ連絡したか
⑤その他		ア. (土地の立入りを伴う場合)土地の立入りを行う者は証票を身に付けているか(法第34条の3) イ. 緊急銃猟を委託する者は証票を身に付けているか (法第34条の2) ウ. 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか	

【フロー図】

①対応方針の
検討

追い払えるか？	YES	・安全確保の上追い払い ・防災行政無線等で情報周知等 ・通常捕獲の検討 など
有害捕獲等できるか？	YES	
	NO	

【①場所】人の日常生活圏への侵入 銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏であるか		
出没状況 の特定	ア. 人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合	☐
	イ. 人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合	☐
	ウ. 人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合	☐

【②緊急性】危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な 危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか		
捕獲個体 の特定	ア. 被害を発生させた個体	☐
	イ. 被害を発生させる恐れがある個体	☐
	ウ. 対策を講じても被害を発生させる個体	☐
	エ. 繰り返し出没する個体	☐

【③方法】銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか		
困難な場合を 具体的に 定める	ア. 追い払いなどによる安全な捕獲・移動が困難な場合	☐
	イ. 追い払いをした場合、周辺にある人家の住民等に危険が及ぶ可能性がある場合	☐
	ウ. ツキノワグマが追い込まれるなどして逃げ場がなく、追い払いが困難な場合	☐
	エ. 日没が迫るなど、速やかな殺処分以外に住民の安全を確保できない場合	☐

日中か？	☐
YES	
ア. 銃猟が可能か	☐
イ. 捕獲予定者が左記要件を満たすか	☐

【④安全の確保】避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合		
ア. 通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	☐	
イ. 地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	☐	
ウ. 広報（防災行政無線、ホームページ等）は行われたか（政令）	☐	
エ. 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	☐	
オ. 鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか（政令）	☐	
カ. 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか	☐	
キ. 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	☐	
ク. 射線方向にバックストップはあるか	☐	
ケ. 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか	☐	
コ. 海を含む場合は、海上保安庁へ連絡したか	☐	
サ. 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第34条の3）	☐	

捕獲者の署名	☐
証票の出雲市有害鳥獣捕獲班へ配布（法第34条の2）	☐
YES	
緊急銃猟の実施	令和 年 月 日 氏名 _____

②対応計画の
調整・実行
(カメラ等で記録)

- （捕獲者要件）
☐ 施行令第4条を満たしている者
 ・狩猟免許所持者
 ・過去1年以内に銃器射撃を2回以上した者
 ・過去3年以内に緊急銃猟で使用する同種の銃器を使用しクマの捕獲等経験があること
☐ 損害保険加入者等
☐ 銃砲所持許可者
 （有害鳥獣駆除）
☐ 捕獲者及び捕獲関係者と意思の疎通に支障がない者
☐ 緊急銃猟の記録を承諾する者

(10) 安全確保対策

①実施区域の設定及び実施

実施区域とは、道路交通法に基づく「車両等の通行禁止又は規制等の設定及び実施」と鳥獣保護管理法に基づく「通行禁止又は制限範囲の設定及び実施」を組み合わせ、緊急銃猟の実施に必要な安全確保を行う区域のことをいう。

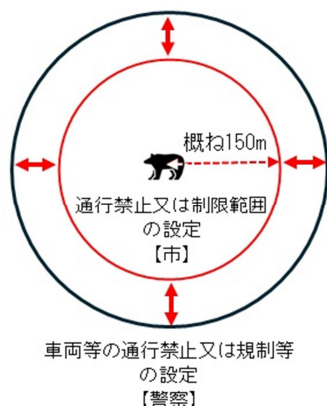
ア. 基本方針

(ア) 道路交通法に基づく「車両等の通行禁止又は規制等の設定及び実施」は警察が実施する。

(イ) 鳥獣保護管理法に基づく「通行禁止又は制限範囲の設定及び実施」は市が実施する。

イ. 実施区域の範囲

実施区域の範囲は、「車両等の通行禁止又は規制等の設定」≧「通行禁止又は制限範囲の設定及び実施」とする。



通行禁止又は制限範囲：

概ね 150m の設定については、スラッグ弾 (12 番) の最大有効射程 100m を根拠として設定している。

なお、当該範囲は、円形に限定するものではなく、地形や遮蔽状況等をふまえ、安全確保が図られる範囲として、柔軟に設定するものとする。

ウ. 役割分担

役割分担	対象	区分	内容	根拠法
警察	車両等	通行禁止	通行禁止	道路交通法第4条
		通行規制等	片側通行、時間制限、誘導、迂回路案内	
市	全て	通行禁止	通行禁止	鳥獣保護管理法第34条の4第1項
		通行制限	時間制限、誘導、迂回路案内	

エ. 主な流れ

(ア) 市は「緊急銃猟」の実施判断を行う。

(イ) 市から警察に「車両等の通行禁止又は規制等」を要請する。

(ウ) 警察は現地確認し、「車両等の通行禁止又は規制等」を実施する。

(エ) 市は併せて「通行禁止又は制限範囲の設定及び実施」を行う。

(オ) 市は地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

②車両等の通行禁止又は規制等の設定及び実施

ア. 目的

クマの出没又は緊急銃猟の実施に際し、住民及び関係者の安全を確保し、交通の混乱を防止するとともに、円滑な捕獲活動を支援するため、市が警察に要請等する車両等の通行禁止又は規制等の対応手順を定める。

イ. 基本方針

- (ア) 緊急銃猟を含むクマ対応について、出没状況や危険度に応じたフェーズ管理を行う。
- (イ) 車両等の通行禁止又は規制等は、必要最小限の範囲で実施し、住民生活や緊急対応活動への支障を最小化するものとする。
- (ウ) 国道・県道・市道等の通行禁止又は規制等は、原則として警察が道路交通法に基づき実施する。一方で、市は、鳥獣保護管理法に基づく、通行禁止又は制限を実施する。
- (エ) 車両等の通行禁止又は規制等の実施及び解除については、現地対策本部と警察の協議に基づき、市が地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

ウ. 情報伝達

緊急銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法施行令第5条第4項に基づく公示の中で、車両等の通行禁止又は規制等の内容を明示し、各種広報手段により迅速かつ的確に情報を周知する。

広報手段	防災行政無線、いずも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車
------	---

エ. 取組内容

- (ア) 車両等の通行禁止又は規制等は、現場の状況に応じて、バリケード、カラーコーン、規制テープ等で明確に区画し実施する。
- (イ) 連絡体制について、警察は現地対策本部を通じて市と連絡調整を行う。
- (ウ) 車両等の通行禁止又は規制等時には、誘導灯や反射材等を活用し、安全を確保するものとする。
- (エ) 報道関係者や見物目的の来訪者には、現場からの退避及び安全な場所での取材を要請し、現場の秩序と安全を維持するものとする。

オ. フェーズ管理表

レベル 1 人とクマとの接触防止	
出没状況	①市内での目撃(主に森林内) ②人の生活に直接影響がないと見込まれる場合
対応	現場周辺道路の車両等の通行禁止又は規制等は、行わない。
レベル 2 農地・集落周辺への出没防止(単発)	
出没状況	農地や集落周辺への出没
対応	現場周辺道路の車両等の通行禁止又は規制等は、行わない。
レベル 3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止(複数)	
出没状況	①農作物等への執着 ②繰り返し出没する ③追い払い、誘引物の除去、電気柵の設置等の防除対策を講じても被害が継続
対応	現場周辺道路の車両等の通行禁止又は規制等は、行わない。
レベル 4 被害防止 <有害捕獲の実施>	
出没状況	①被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ③錯誤捕獲の場合
対応	①警察、県、市は、車両等の通行禁止又は規制等の範囲、時間、配置を協議する。 ②現場周辺の車両等の通行禁止又は規制等の実施を行う場合がある。 ③実施する場合、地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook))
レベル 5 被害防止 <緊急銃猟の実施>	
出没状況	①人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ③人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合
対応	①現地対策本部と警察は、車両等の通行禁止又は規制等の範囲、時間、配置を協議する。 ②現場周辺の車両等の通行禁止又は規制等の実施を行う。 ③地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車)
レベル 5 被害防止 <緊急銃猟の解除>	
状況	①緊急銃猟が終了した場合 ②緊急銃猟を中止した場合
対応	①現場周辺の車両等の通行禁止又は規制等の解除を行う。 ②地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。 (防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車)

③通行禁止又は制限範囲の設定及び実施

ア. 目的

市は、鳥獣保護管理法に基づく、通行禁止又は制限を実施するための対応手順を定める。

イ. 基本方針

- (ア) 通行禁止又は制限は、必要最小限の範囲で実施し、住民生活や緊急対応活動への支障を最小化するものとする。
- (イ) 通行禁止又は制限範囲は、最大有効射程距離、銃猟方向、周辺地形等を勘案し、標的のツキノワグマを中心に、原則として、概ね 150m の範囲を目安として設定する。
- (ウ) 当該範囲は、円形に限定するものではなく、地形や遮蔽状況等をふまえ、安全確保が図られる範囲として、柔軟に設定するものとする。
- (エ) 通行禁止又は制限範囲が、多数の人が集まる場所、人・飼育動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに弾丸が到達するおそれがある場合は、必要に応じて範囲を拡大し、安全確保を最優先する。
- (オ) 通行禁止又は制限の実施及び解除については、市が地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

ウ. 情報伝達

緊急銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法施行令第 5 条第 4 項に基づく公示の中で、通行禁止又は制限の内容を明示し、各種広報手段により迅速かつ的確に情報を周知する。

広報手段	防災行政無線、いずも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車
------	---

エ. 取組内容

- (ア) 通行禁止又は制限は、現場の状況に応じて、バリケード、カラーコーン、規制テープ等で明確に区画し実施する。
- (イ) 連絡体制について、市はデジタル簡易無線等を用いて連絡調整を行う。
- (ウ) 通行禁止又は制限時には、誘導灯や反射材等を活用し、安全を確保するものとする。
- (エ) 報道関係者や見物目的の来訪者には、現場からの退避及び安全な場所での取材を要請し、現場の秩序と安全を維持するものとする。

④避難計画

緊急銃猟の実施にあたっては、国の法定要件に基づき、自然災害時の危険回避を目的とする避難とは異なり、安全を確保するため、市長又は権限を委任された者は、実施区域の住民に対して、避難指示を行うことができる。

実施区域内における避難は、住民の行動抑制を基本とし、クマとの新たな接触リスクや混乱を防止するため、原則として不要に人を移動させないものとし、屋内避難及び外出禁止を基本として、実施するものとする。

ただし、屋内退避等によって十分に安全が確保できない場合は、避難所を開放し、避難誘導のもと安全に避難できるよう実施するものとする。

ア．避難指示

実施責任者	措置	根拠法
市長 権限を委任された者	避難指示 安全確保措置の指示	鳥獣保護管理法 第34条の4第2項

イ．避難情報

種別	条件	伝達内容等	伝達方法	住民に求める行動
避難指示 (屋内退避) (外出禁止)	①人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合 ②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ③人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合	①発令者 ②避難理由 ③避難方法 ④避難場所 ⑤その他注意事項等	①防災行政無線 ②いずも防災メール ③ホームページ ④X ⑤LINE ⑥Facebook ⑦広報車	①市が発表する屋内での退避等を基本とする避難行動をとる。 ②屋内退避等によって十分に安全が確保できない場合は、市が指定する避難所へ、避難誘導のもと避難する。

ウ．避難情報の発令基準

避難指示の発令は、「緊急銃猟」の実施判断と同一の基準により、行うものとする。

ただし、地形、射線、遮蔽物等の現場状況を総合的に勘案した結果、住民の避難を要する危険性がないと認められる場合には、避難指示の発令は要しないものとする。

種別	発令基準
避難指示 (屋内退避) (外出禁止)	①人の日常生活圏に侵入し、被害が発生又は発生の可能性が非常に高い場合
	②人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合
	③人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟による対応が必要な場所で、錯誤捕獲の場合

エ. 避難所

屋内退避等によって十分に安全が確保できない場合に開放する避難所は、「出雲市緊急事態等対処計画」及び「出雲市地域防災計画」等に定める避難所とする。

ただし、緊急銃猟の実施時間及び現場状況をふまえ、車中での避難が適当と認められる場合には、学校の校庭を活用するなど、屋外での一時的な避難への対応を状況に応じて行うものとする。

なお、避難所の開放及び運営については、「出雲市緊急事態等対処計画」及び「出雲市地域防災計画」等に基づく各種マニュアルに準じて対応するものとする。

オ. 避難指示の伝達

市長が住民に対して行う避難指示の発令は、防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車により、迅速かつ的確に情報を周知する。

【避難指示の例文】

市役所、森林政策課から、緊急のお知らせです。

○町○付近において、クマが出没したため、ただいまから、銃を使用した緊急銃猟を実施します。

住民の皆さまの安全を確保するため、○時○分から○時○分まで、○町○付近の皆さまは、屋外への外出を控え、建物内の安全な場所で待機してください。

緊急銃猟の実施について、ご協力・ご理解いただくようお願いいたします。市役所、森林政策課から、緊急のお知らせでした。

カ. 避難誘導

(ア) 基本方針

実施区域内における避難誘導は、住民の行動抑制を基本とし、クマとの新たな接触リスクや混乱を防止するため、原則として不要に人を移動させないものとし、防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車により、屋内退避及び外出禁止の呼びかけを行うものとする。

ただし、屋内退避等によって十分に安全が確保できない場合で、避難所を開放する場合には、現地に避難誘導員を配置し、人の移動距離及び対象範囲を必要最小限に限定した避難誘導を行うものとする。

(イ) 避難誘導の実施体制

避難誘導員は、屋内退避等によって十分に安全が確保できないと判断される次のいずれかの状況が発生した場合に配置し、原則として警察と連携し、現地の安全が確認できる範囲において、住民に対する避難誘導を行うものとする。

また、警察の配置が困難な場合においても、現地の状況をふまえ、住民及び関係者の安全が確保できると判断される場合は、同様の対応を行うものとする。

種別	避難誘導員の配置基準
避難誘導	①人家、学校・福祉施設等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入し留まった場合 ②クマと人の位置関係から、屋内に留まること自体が危険と判断される場合 ③発砲位置や方向の関係上、当該場所に人が滞留することが危険な場合 ④その他、現地状況により、人の移動が必要と判断される場合

(ウ) 避難誘導の方法

避難誘導の周知は、内容を簡潔かつ統一し、クマ緊急銃猟の対応中であること、住民等が取るべき行動、並びに避難指示の解除等について、改めて周知することを明確に伝えるものとする。

現地誘導にあたっては、同一の内容を繰り返し伝えることとし、屋外にいる者をその場に留めることなく、来た方向へ戻す、又は安全な場所へ誘導することにより、現場への接近を防止するものとする。

(エ) 避難誘導の管理及び見直し

避難指示の発令中は、実施区域内への新たな人等の流入を防止するとともに、屋内退避や外出禁止の監視を行う。

クマの移動や捕獲状況に変化が生じた場合には、速やかに関係者間で情報を共有し、必要に応じて避難誘導の範囲及び方法を見直すものとする。

⑤ 装備品の管理、整備及び点検

ア. 基本方針

市は、緊急銃猟を迅速かつ的確に実施するため、装備品について、装備品台帳(確認チェックリスト)を作成し、平時から適切な管理、整備及び点検を行うことにより、緊急銃猟の実施時に確実に使用できる状態を確保するものとする。

イ. 装備品の管理

(ア) 装備品は、「個人装備」及び「本部装備」に区分して管理する。

(イ) 緊急時に即応できるよう、緊急銃猟の実施に必要な装備品の一部は、公用車に常備するものとし、その体制を平時から整えるものとする。

(ウ) 公用車に常備しない装備品については、地下倉庫等において、適切に保管及び管理するものとする。

ウ. 装備品の点検

(ア) 装備品の点検は、次の頻度を目安として行うものとする。

- ・ 個人装備 年 1 回以上 (訓練時等)
- ・ 本部装備 半年に 1 回 (〃)

(イ) 点検は、数量、動作状況、破損の有無及び電池残量等について、確認するものとする。

(ウ) 点検の結果、不具合が確認された場合は、速やかに修繕、補修又は交換等の必要な対応を行うものとする。

エ. 訓練との連動

緊急銃猟の実施訓練にあたっては、実際に装備品を使用し、操作確認及び点検を併せて行うものとする。

装備品台帳(確認チェックリスト)

区分		内容	数量	単位	車載	内訳								点検項目			備考		
						射手	サポート 射手	サポート 危険区域	指揮隊	規制	避難 誘導	経理	避難所	医療	動作 状況	破損 有無		電池 残量	
個人装備	消耗品	防護ベスト・スポン	6	着			2	2	2						—		—		
		雨具	6	着			2	2	2						—		—		
		手袋(ケブラー)	6	双			2	2	2						—		—		
		安全靴	6	足			2	2	2						—		—		
		ヘルメット(バイザー付)	6	個			2	2	2						—		—		
		帽子	6	個			2	2	2					—		—			
		LED懐中電灯	6	個			2	2	2						—		—		
		ゴーグル	6	個			2	2	2					—		—			
		ゴープロ	3	台			2		1									開始から終了までを録画	
		ホイッスル	19	個			2		2	12	3						—		
		旗(赤・白)	3	式			2		1						—		—	無線トラブル対応	
		ナイフ	6	本			2	2	2						—		—		
本部装備	備品	証票	8	枚		8									—		—	各1式：緊急連絡用と施設管理者用確認用	
		盾(建物内使用を想定)	8	枚		4	2	2							—		—	跳弾防止機能：有	
		双眼鏡	1	台	○				1								—		
		デジタル簡易無線	23	台		4	2	2	2	5	2	2	2	2				イヤホン付	
		発電機	1	台					1									—	
	消耗品	リヤカー	1	台					1									—	
		かま	2	本	○				2						—		—		
		剣先スコップ	2	本	○				2						—		—		
		平スコップ	2	本	○				2						—		—		
		簡易テント	2	張					2								—		
		簡易テーブル・椅子	2	式					2								—		
		ふきん	1	式					1						—	—	—		
		ウエットテッシュ	1	式					1						—	—	—		
		簡易ホワイトボード	2	枚					2						—		—		
		マーカー(黒・赤・青)	1	式					1								—		
		イレイサー	2	個					2						—		—		
		投光器	1	台					1								—	三脚含む	
		ランタン	1	台					1										
		延長ケーブル	2	台					2								—		
		電波時計	1	台					1										
		防災行政無線	8	台					1	4	1		2						
		レーザー距離測定器	1	台	○				1									—	標的の距離測定
		乾電池	1	式	○				1						—	—		—	予備一式
		救急セット	1	式	○				1									—	
		担架	1	台					1									—	
		飲料水	1	式					1						—	—	—		
		非常食	1	式					1						—	—	—		
		タオル	1	式	○				1						—	—	—		
		トイレテント	2	張					2									—	
		トイレ処理セット	1	式					1									—	
		トイレ用品	2	式					2						—		—		
		ティッシュペーパー	1	式	○				1						—	—	—		
		ゴミ袋	1	式	○				1						—	—	—		
		養生テープ	20	個	○				20						—	—	—		
		針金	2	巻	○				2						—	—	—		
		ペンチ	2	丁	○				2									—	
		ライター	2	個	○		2											—	
		爆竹	1	式	○		1										—	—	
		ロケット花火	1	式	○		1										—	—	
		非常信号灯	2	本	○		2								—		—		
唐辛子スプレー(護身用)	10	本	○	4	2	2	2						—		—	—	EPA認証商品		
虫よけ	8	本	○	4	2	2	2								—	—	ディート高濃度タイプ		
筆記用具・文房具一式	1	式	○				1						—		—				
コピー用紙	1	式	○				1						—	—					
カイロ	1	式	○				1						—		—				
ブルーシート	2	枚	○				2						—		—	—	クマ回収用		
ゴム手袋	8	双	○		2	2	4						—		—	—	”		
ほうき	2	本					2						—		—	—	原状回復		
バリリン	2	本					2						—		—	—	”		
収納ボックス	5	個			1	1	1	1	1				—		—				
台車	1	台					1								—				
立ち入り禁止テープ	10	個					2	8					—	—	—				
ロープ	5	巻	○				1	4					—		—	—	トラロープ		
はさみ	5	本	○				1	4								—			
トラメガ	9	台	○				1	4	2		1	1							
道路標識	4	式						4					—		—		前面通行止め		
車ボディステッカー	1	式	○				1						—		—		緊急統制実施中：20枚程度		
ビブス	1	式											—		—		50枚程度		
誘導棒	22	本	○		2	2	2	13	3										
トランシーバー	24	台						12	3	3	3	3							

7 緊急銃猟の解除・中止・一時中断及び避難指示の対応

－全体計画編－

(1) 解除の判断

緊急銃猟及び避難指示の解除判断については、当該事態への対応が完了し、緊急銃猟の実施状況及び安全確認をふまえ行うものとし、判断の迅速化と統一性を確保するものとする。

具体的な解除の判断基準を定め、これにより、現場における判断過程を明確化し、緊急銃猟及び避難指示の解除判断の適正化及び安全性の向上を図るものである。

①解除の基準

ア．緊急銃猟の解除

緊急銃猟の解除は、共通基準を全て満たし、かつ個別基準を満たした場合に行うものとする。

種別	解除基準	
解除	共通基準	◎以下の全ての基準を満たすものとする。 ①発砲又は捕獲を行った現場及びその周辺について、当該個体以外に新たなクマの出没又は複数個体の存在がないことが認められること。 ②発砲又は捕獲を行った現場及びその周辺について、安全点検が完了し、人身被害又は二次被害のおそれがないことが認められること。 ③県、警察、その他関係機関と協議のうえ、解除について合意が得られていること。
	個別基準	◎以下の基準を満たすものとする。 ①対象となるクマを除去又は捕獲したこと。

イ．避難指示の解除

緊急銃猟を解除した場合、避難指示は解除する。

ウ．クマの死亡確認

クマを除去した場合、クマの死亡確認は、現地対策本部長(現場指揮隊長)及び鳥獣専門指導員が、確認基準に基づき、総合的に判断し、必要に応じて一定時間の経過観察を行うものとする。

【確認基準】

種別	確認基準
①視認による確認	①遠方から徐々に接近して確認する。 ②全身の動きが完全に停止していること。 ③呼吸運動（胸腹部の上下動）が認められないこと。
②刺激に対する反応確認	①安全距離を確保した状態で、長棒等で身体に接触し、反応がないこと。 ②大きな音や声かけ等に対し、反応が認められないこと。 ③眼球の動きや瞬きがないこと。
③生体反射の消失確認	①眼球反射（瞳孔反応）が認められないこと。 ②痛覚刺激に対する反応がないこと。
④致命傷の状況確認	①死亡の裏付けとなる心臓部等に致命的な損傷が確認できること。 ②出血状況、弾痕位置等が確認できること。
⑤時間経過による確認	上記①～④の確認後も、一定時間（概ね10分以上）経過観察を行い、再度反応がないこと。

②解除の手順

緊急銃猟の解除は、市長の権限の一部の委任を受けた森林政策課の職員が解除の基準を満たしたことを確認した後、次の手順で行うものとする。

ア．手順

- (ア)市は「緊急銃猟」の解除判断を行う。
- (イ)市から警察に「車両等の通行禁止又は規制等」の解除を要請する。
- (ウ)警察は「車両等の通行禁止又は規制等」を解除する。
- (エ)市は「通行禁止又は制限」を解除する。
- (オ)市は地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

イ．緊急銃猟解除の伝達

市長が住民に対して行う緊急銃猟解除の伝達は、防災行政無線、いずも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車により、状況に応じて様々な手段を用いて迅速かつ的確に周知する。

【緊急銃猟解除の例文】(クマを除去した場合)

市役所、森林政策課からのお知らせです。

○町○付近で実施していたクマの緊急銃猟は、クマの成獣○頭・幼獣○頭を除去し、本日○時○分に終了しました。

このため、本日○時○分をもって、○町○付近に発令していた避難指示を解除します。

住民の皆さまには、ご協力・ご理解いただき、ありがとうございました。
市役所、森林政策課からのお知らせでした。

ウ．クマの搬出(クマを除去した場合)

除去したクマの個体は、調査・研究を目的として、県が引き取るものとし、現場指揮本部長の立会いのもと、県に引き渡すものとする。

エ．避難所の対応(避難所を開放している場合)

速やかに閉鎖するものとする。

③解除後の対応

解除後においても、一定期間は注意喚起を継続するとともに、クマの目撃情報については、引き続き注視するものとする。

また、再出没又は危険性が確認された場合は、速やかに再度体制を講じるものとする。

(2) 中止の判断

「緊急銃猟」の中止判断については、当該事態への対応が困難になった場合、緊急銃猟の実施状況をふまえ行うものとし、判断の迅速化と統一性を確保するものとする。

具体的な中止の判断基準を定め、これにより、現場における判断過程を明確化し、「緊急銃猟」の中止判断の適正化及び安全性の向上を図るものである。

①中止の基準

ア. 緊急銃猟の中止

緊急銃猟の中止は、共通基準を全て満たし、かつ個別基準のいずれかを満たした場合に行うものとする。

なお、人命又は安全の確保が困難となった場合は、除去又は捕獲の成否に関わらず、緊急銃猟を即時中止し、人命救助と退避等を最優先とする。

種別	中止基準	
中止	共通基準	◎以下の全ての基準を満たすものとする。 ①県、警察、その他関係機関と協議のうえ、中止について合意が得られていること。
	個別基準	◎以下のいずれかの基準を満たすものとする。 ①人命に対する重大な危険が発生・切迫したとき。 ②安全な発砲条件が失われたとき。(出雲市有害鳥獣特別捕獲班の判断も含む。) ③対象となるクマが人を襲撃したとき。 ④対象となるクマが実施区域外へ明確に移動したと認められるとき。 ⑤対象となるクマが実施区域外へ移動したと考えられ、一定時間、クマの出没がないことが認められるとき。 ⑥捕獲体制及び指揮命令系統が機能しなくなったとき。 ⑦事故及び現場環境の変化が発生したとき。 ⑧代替方法で対応可能であると判断したとき。

イ. 避難指示の解除

緊急銃猟を中止した場合、避難指示は解除する。

②中止の手順

緊急銃猟の中止は、市長の権限の一部の委任を受けた森林政策課の職員が中止の基準を満たしたことを確認した後、次の手順で行うものとする。

ア．手順

(ア)市は「緊急銃猟」の中止判断を行う。

(イ)市から警察に「車両等の通行禁止又は規制等」の解除を要請する。

(ウ)警察は「車両等の通行禁止又は規制等」を解除する。

(エ)市は「通行禁止又は制限」を解除する。

(オ)市は地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

イ．緊急銃猟中止の伝達

市長が住民に対して行う緊急銃猟中止の伝達は、防災行政無線、いずれも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車により、状況に応じて様々な手段を用いて迅速かつ的確に周知する。

【緊急銃猟中止の例文】

市役所、森林政策課からのお知らせです。

○町○付近で実施していたクマの緊急銃猟は、○○のため、本日○時○分に中止しました。

このため、本日○時○分をもって、○町○付近に発令していた避難指示を解除します。

住民の皆さまには、ご協力・ご理解いただき、ありがとうございました。

なお、クマの出没の可能性があることから、引き続き不要不急の外出を控えるなど、十分な警戒をお願いします。

市役所、森林政策課からのお知らせでした。

ウ．避難所等の対応(避難所を開放している場合)

速やかに閉鎖し、自主避難へ移行するものとする。

③中止後の対応

中止後においても、一定期間は注意喚起を継続するとともに、クマの目撃情報については、引き続き注視するものとする。

また、再出没又は危険性が確認された場合は、速やかに再度体制を講じるものとする。

(3) 一時中断の判断

「緊急銃猟」の一時中断判断については、当該事態への対応が一時的に困難になった場合、緊急銃猟の実施状況及び安全確認をふまえ行うものとし、判断の迅速化と統一性を確保するものとする。

具体的な一時中断の判断基準を定め、これにより、現場における判断過程を明確化し、「緊急銃猟」の一時中断判断の適正化及び安全性の向上を図るものである。

①一時中断の基準

ア. 緊急銃猟の一時中断

緊急銃猟の一時中断は、共通基準を全て満たし、かつ個別基準のいずれかを満たした場合に行うものとする。

種別	一時中断基準	
一時中断	共通基準	◎以下の全ての基準を満たすものとする。 ①県、警察、その他関係機関と協議のうえ、一時中断について合意が得られていること。 ②一時中断中、対象地域の監視及び状況把握を継続する体制が確保されていること。 ③状況の変化が認められた場合、速やかに緊急銃猟を再開できる体制が継続されていること。
	個別基準	◎以下のいずれかの基準を満たすものとする。 ①一時的に安全な緊急銃猟の実施が困難なとき。 ②安全な発砲条件が失われたとき。(出雲市有害鳥獣特別捕獲班の判断も含む。) ③対象となるクマが人を襲撃したとき。 ④住民対応等を優先すべき場合が発生したとき。 ⑤現場環境の変化により、判断を保留する必要が生じたとき。

イ. 避難指示の継続

緊急銃猟を一時中断した場合、避難指示は継続する。

②一時中断の手順

緊急銃猟の一時中断は、市長の権限の一部の委任を受けた森林政策課の職員が一時中断の基準を満たしたことを確認した後、次の手順で行うものとする。

ア．手順

(ア)市は「緊急銃猟」の一時中断判断を行う。

(イ)市は地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知を行う。

イ．緊急銃猟一時中断の伝達

市長が住民に対して行う緊急銃猟一時中断の伝達は、防災行政無線、いずも防災メール、HP、SNS(X、LINE、Facebook)、広報車により、状況に応じて様々な手段を用いて迅速かつ的確に周知する。

【緊急銃猟一時中断の例文】

市役所、森林政策課からのお知らせです。

○町○付近で実施していたクマの緊急銃猟は、天候の悪化により安全な実施が困難となったため、本日○時○分に一時中断しました。

なお、○町○付近に発令している避難指示については、引き続き継続します。

今後の天候や現地の状況を確認したうえで、緊急銃猟を再開する場合があります。住民の皆さまには、引き続き、ご協力・ご理解いただきますよう、お願いいたします。

市役所、森林政策課からのお知らせでした。

ウ．避難所の対応(避難所を開放している場合)

避難所運営を継続するものとする。

③一時中断後の対応

一時中断後は、関係機関と情報を共有し、対象地域の監視及び状況把握を継続し、状況の変化が認められた場合は、速やかに緊急銃猟を再開するものとする。

8 事後対応 ―全体計画編―

(1) 原状確認

①基本方針

緊急銃猟の実施後は、現場及び周辺環境について、緊急銃猟の実施に伴い生じた可能性のある損傷又は影響の有無を確認するものとする。

確認にあたっては、公共施設、農地及び民地等を対象に目視による確認を行い、その位置、規模、程度及び推定される原因を把握するものとする。

②損傷等が認められた場合

損傷等が認められた場合は、位置を特定できる写真やメモ等により状況を記録するとともに、速やかな原状回復に努めるものとする。

③明確な損傷等が認められない場合

明確な損傷等が認められない場合においても、確認を実施した事実及び確認結果について、記録として残すものとする。

④民地確認時の配慮事項

民地において損傷の疑いがある場合は、土地所有者又は管理者等への十分な配慮を行い、事前の了解なく無断で立ち入らないものとする。

⑤原因不明時の対応及び安全確認

損傷の原因が緊急銃猟によるものか判別が困難な場合は、その旨を記録に明示するとともに、現場及び周辺に二次的な危険が残存していないことを確認するものとする。

⑥原状確認時の主なチェックリスト

区分	破損、汚損、踏圧、倒木等の有無	弾痕、跳弾痕、落弾痕の有無	車両進入等によるわだち、掘削、地盤の乱れの有無	捕獲個体の搬出に伴う周辺環境への影響の有無
①道路・歩道・側溝・ガードレール等の公共施設	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
②農地・農業用施設・用水路	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
③民地 (住宅敷地、塀、倉庫等の外観部分)	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
④植生・法面・林縁部	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無

(2) 損失補償及び損害賠償

緊急銃猟の実施に伴い、物的損害や人身事故が発生した場合には、当該事案の内容をふまえ、実施者である市が関係法令等に基づき、必要な損失補償又は損害賠償について、適切に対応するものとする。

市が行う損失補償又は損害賠償に関する民事事件の取扱いは、次のとおりとする。

【民事事件】

区分	対応
物的損害	緊急銃猟時補償費用保険による
人身事故	国家賠償請求による

(3) 検証

緊急銃猟の実施後に、捕獲状況及び周辺状況を確認し、今回の対応を総括するとともに、得られた教訓を今後の緊急銃猟の実施に反映させることを目的として、実施手順及び成果について検証を行う。

①検証の手順

ア. 捕獲状況の確認

捕獲状況の確認として、捕獲した個体の頭数、性別、体長及び体重等を記録するとともに、捕獲に至らなかった場合は、その原因（天候・地形・人員不足等）を整理し、記録する。

イ. 周辺状況の確認

現場周辺の状況確認として、新たなクマの痕跡(足跡、糞、食害痕等)の有無を確認するとともに、人、家畜及び農作物への被害状況を把握し、写真、メモ等により整理し、記録する。

ウ. 実施手順及び安全対策の評価

実施手順及び安全対策の評価として、実施区域の範囲並びに禁止、規制及び制限の内容が適正であったかを確認し、併せて改善点や危険箇所を整理のうえ、次回の対応に反映させるものとする。

オ. 報告・記録

緊急銃猟の実施内容については、国が定める所定の報告書に取りまとめ、県、国、警察等の関係機関へ報告及び提出するとともに、検証結果については、次回の緊急銃猟の実施に活用できるよう記録し、保管する。

(4) 記録保存

①基本方針

緊急銃猟は、人命及び身体の安全確保を最優先として実施される、極めて高い危険性を伴う業務であることから、実施に至る判断経過、対応内容、実施状況及び安全対策等について、事後において客観的な検証を可能とする必要がある。

このため、記録の作成及び保存は、事後検証、再発防止並びに責任所在の明確化を目的として行うこととし、緊急銃猟に関係する一切の事項について、必要な記録を作成し、適切に保存することとする。

②記録の公開及び非公開の取扱い

緊急銃猟の記録作成は、公開を前提とするものではなく、情報公開の可否については、関係法令及び条例の定めに基づき、個別に判断するものとする。

特に、個人が特定される秘匿性の高い情報を含む記録については、内部管理資料として取り扱い、原則として公表しないものとする。

③記録区分と具体的内容等

国が定める「緊急銃猟実施報告様式」に規定された項目を基本として、記録するものとする。

記録区分	具体的内容(例)	
	非公開	公開可能
①判断・指示に関する記録	関係機関協議の内容、指示内容、判断理由の詳細、戦術判断内容、実施決定日時、決定者(現場責任者)、現場状況、個人が特定される情報	発生日・時刻、発生場所、危険・被害状況、緊急銃猟実施の有無、実施決定場所、判断理由(実施、解除、中止、一時中断)
②現場活動の詳細記録	現場配置・待機位置、活動内容、視認情報、無線連絡要旨、移動経路、銃手等人数・装備内容、個人が特定される情報	現場活動の概要(時系列)
③安全管理・事故防止に関する記録	関係者の人数、活動内容、現場配置・待機位置、視認情報、無線連絡要旨、移動経路、個人が特定される情報、ヒヤリハット内容、銃器・弾薬・装備の確認記録、個人が特定される情報	通行禁止・規制等及び立入禁止・制限等の実施・解除時刻及び範囲、避難指示の実施・解除時刻及び範囲、避難誘導の実施状況、避難所の開設運営状況、住民への周知方法・時刻
④捕獲・発砲結果に関する記録	発砲の詳細記録、捕獲状況の詳細、個体の詳細、技術的・戦術的評価、写真等	発砲・捕獲の有無、人的被害の有無、対応概要、次回対応に向けた方針

④記録方法

「緊急銃猟実施報告様式」に規定された項目は、現場などで情報を電子的に記録し、共有及び保存するものとする。

9 訓練等 ―全体計画編―

(1) 訓練管理

緊急銃猟は、人命及び身体の安全確保を最優先として実施される極めて高い危険性を伴う業務であることから、実践的かつ計画的な訓練の実施が不可欠である。

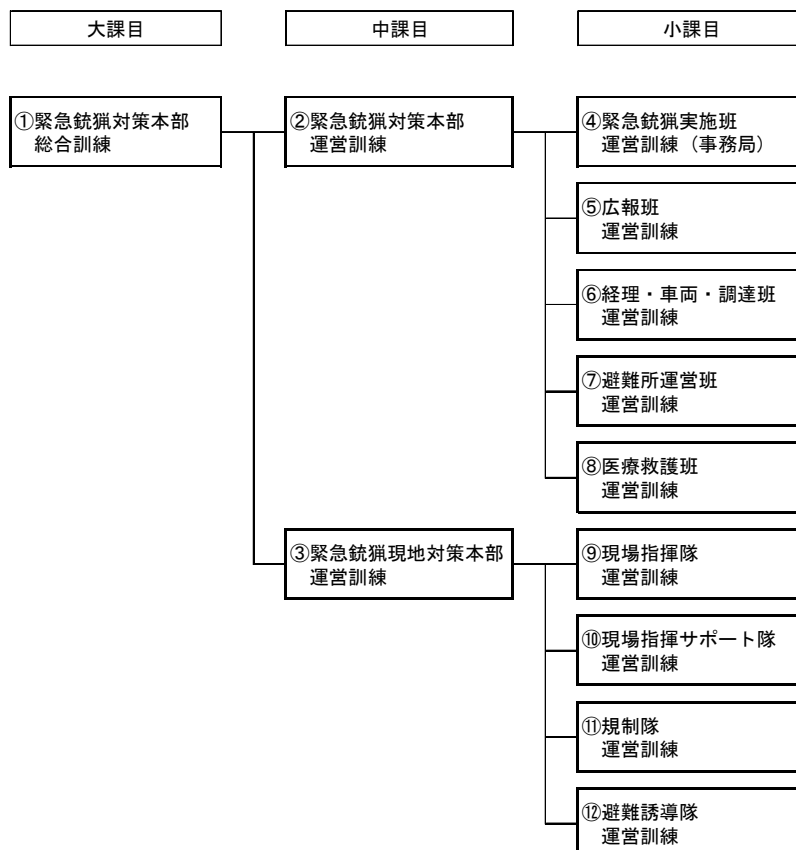
このため、訓練にあたっては、あらかじめ訓練目標を明確に設定するとともに、目標達成のための手段及び方法を定め、必要な体制及び条件を整備したうえで訓練を実施するものとする。

また、緊急銃猟の実施時に、迅速かつ的確な対応が図られるよう、平時から、県、警察及び捕獲者等の関係者間において、危険認識や対応手順等について意識の共有を図るとともに、円滑な連携のために良好な関係性の構築に努めるものとする。

訓練は、定められた訓練体系に基づき、年度訓練計画を策定し、さらに個別の訓練実施計画により、実施するものとする。

訓練実施後は、訓練成果の分析及び課題・問題点の抽出を行い、その結果をふまえた評価及び改善を行うものとする。

(2) 訓練体系図



(3) 年間訓練計画 ●：訓練実施 ○：防災訓練で代替可能

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①緊急銃猟対策本部 総合訓練					●							
②緊急銃猟対策本部 運営訓練		●			●							
④緊急銃猟実施班 運営訓練（総括・事務局）		●			●							
⑤広報班 運営訓練		●			●							
⑥経理・車両・調達班 運営訓練					○							
⑦避難所運営班 運営訓練					○							
⑧医療救護班 運営訓練					○							
③緊急銃猟現地対策本部 運営訓練		●			●							●
⑨現場指揮隊 運営訓練		●			●							●
⑩現場指揮サポート隊 運営訓練		●			●							●
⑪規制隊 運営訓練					●							
⑫避難誘導隊 運営訓練					●							
出雲市有害鳥獣特別捕獲班		●	●		●	●					●	●
訓練参加		●			●							●
射撃訓練			●			●					●	

※防災訓練と訓練内容が重複する場合、防災訓練をもって充てることができるものとする。

(4) 訓練実施計画

個別の訓練実施計画は、「緊急銃猟の実施(市)－個別計画編－」において定め、訓練を実施するものとする。

(5) 緊急銃猟等の事例検証

全国における緊急銃猟の実施事例については、随時、国から県を通じて、市に情報提供が行われている。

本市においては、これらの情報提供を受けた場合には、当該事例が提供された月内に、対応の妥当性及び安全管理上の注意点を確認し、今後の緊急銃猟の適正な運用の参考とするため、事例検証を必ず行うものとする。

併せて、誤報や広報・情報伝達上のトラブルについても事例検証を行い、情報発信及び住民対応の改善に活用するものとする。

10 参考法令等

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第三章の二 緊急銃猟 (緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）

は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の

土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

- 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
- 3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
- 5 前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

(2) 環境省ホームページ

①緊急銃猟制度



②クマに関する各種情報・取組

